

第2期越生町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)



越生町のマスコット「うめりん」

令和2年3月

越 生 町

はじめに

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行され、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進し、5年が経過するところでございます。

越生町では、「越生町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「すべての子どもが健やかに育つまち越生」を基本理念とし、総合的に施策を進めてまいりました。新しい取り組みといたしましては、ウッドスタート、在宅育児応援事業、学童保育室保育料の減免事業、幼児教育・保育無償化に伴う第3子以降の副食費無料事業、子育て世代包括支援センターの開設、越生子ども未来大学の開校など、子育て支援の充実に努めてきたところでございます。

また、令和2年3月には、教育及び子育て環境の整備及び推進を図るため「越生町教育及び子育て環境整備基金」を設置しました。

このたび、令和2年度から令和6年度の「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、引き続き、「教育と子育てのまち」として、越生町の特色を活かしつつ、すべての子ども達が「越生町で育ってよかった」、保護者の方も「このまちで子育てをしてよかった」と実感し、地域全体で子育て家庭を支えあえる魅力ある町を目指してまいります。

結びにあたり、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました町民の皆さまをはじめ、計画策定にご尽力いただきました越生町子ども・子育て会議等の関係者の皆さまに、心から厚くお礼申し上げますとともに、今後とも越生町の子ども・子育て支援施策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

越生町長 新井雄啓

— 目 次 —

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	教育・保育提供区域の設定	4
5	策定体制	4
第2章	越生町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	5
第1節	人口及び世帯の状況	6
1	総人口と世帯の状況	6
2	婚姻の状況	7
3	出生の状況	9
4	将来推計	10
第2節	子育てをめぐる施策の現状	11
1	教育・保育の利用状況	11
2	子育て施策の現状	13
第3節	ニーズ調査の主な結果	16
1	調査の概要	16
2	就学前児童調査の結果	17
3	小学生調査の結果	21
第4節	「越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価と重点課題	24
1	「越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価	24
2	計画の重点課題	38
第3章	基本的な視点及び理念等	39
1	基本的な視点	40
2	基本理念	41
3	基本方針	42
第4章	具体的な計画の内容	43
第1節	子ども・子育て支援事業の推進	44
1	教育・保育の見込量及び確保方策	44
2	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策	46
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	54
4	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	54
5	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	55
6	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	55

第2節	総合的な子育て支援施策の展開	56
1	地域における子育て支援の充実	56
2	家庭における子育て支援の充実	57
3	親と子の健康と福祉の充実	59
4	仕事と子育ての両立支援	63
5	子どもの個性を生かす教育の充実	65
6	子育て・子育てを支援する生活環境の整備	67

第5章 計画の推進に向けて **69**

1	推進体制	70
2	点検・評価	70

資料編 **71**

1	策定体制	72
	越生町子ども・子育て会議設置要綱	72
	越生町子ども・子育て会議委員名簿	74
	越生町子ども・子育て庁内推進会議設置要綱	76
2	策定経過	78
(1)	越生町子ども・子育て会議	78
(2)	越生町子ども・子育て会議実務者連絡会	78
(3)	越生町子ども・子育て庁内推進会議	79
(4)	越生町子ども・子育て庁内推進会議部会	79
(5)	その他	79

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本町の子ども・子育て支援施策は、全国的な少子化の流れを受けた国の少子化対策を踏まえながら、展開されてきました。

国において国民が、希望どおりに働き、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することを目指し、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

さらに、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に、必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に成立しました。

本町においても、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画「越生町次世代育成支援行動計画」、平成22年3月に同計画の後期計画を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成27年3月には、それまで取組を進めてきた「次世代育成支援行動計画」を継承し、子ども・子育て支援法に基づく「越生町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもが健やかに育つまち越生」を基本理念と定め、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいるところです。

このような状況の中、この度、第1期計画が令和元年度で終了することから、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

(2) 次世代育成支援行動計画と一体的な計画

この計画は、町がこれまで取組を進めてきた「次世代育成支援行動計画」を継承し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の総合的な展開を図る次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体的な計画です。

(3) 母子保健計画を包含する計画

この計画は、「母子保健計画」を包含した計画となっています。

(4) 総合振興計画及び町の関連計画と整合性を図った計画

この計画は、「越生町長期総合計画」を上位計画とし、「越生町地域福祉計画」、「越生町障がい者計画・越生町障がい福祉計画・越生町障がい児福祉計画」及び「越生町男女共同参画プラン」などの関連計画との整合性を図りながら、本町の子育てに関する施策を体系化しました。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間です。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
越生町子ども・子育て支援事業計画 (平成 27 年度～令和元年度)									
					今回の計画期間				
					第 2 期 越生町子ども・子育て支援事業計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)				

4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育サービスの見込量及び確保策を定めることとされています。

本町では、町全体を一つの教育・保育提供区域とします。

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、町内関係団体、学識経験者からなる「越生町子ども・子育て会議」を設置して検討を行いました。また、「越生町子ども・子育て会議」に町内幼稚園、保育園関係者からなる実務者連絡会を設置し、保育事業等のあり方について専門的な見地から、検討を行いました。

施策の総合的かつ効果的な推進を図るために庁内関係各課の職員からなる「越生町子ども・子育て庁内推進会議及び部会」を設置し、各課の個別施策について連携・調整を図りました。

第2章
越生町の子どもと子育て家庭を
取り巻く現状と課題

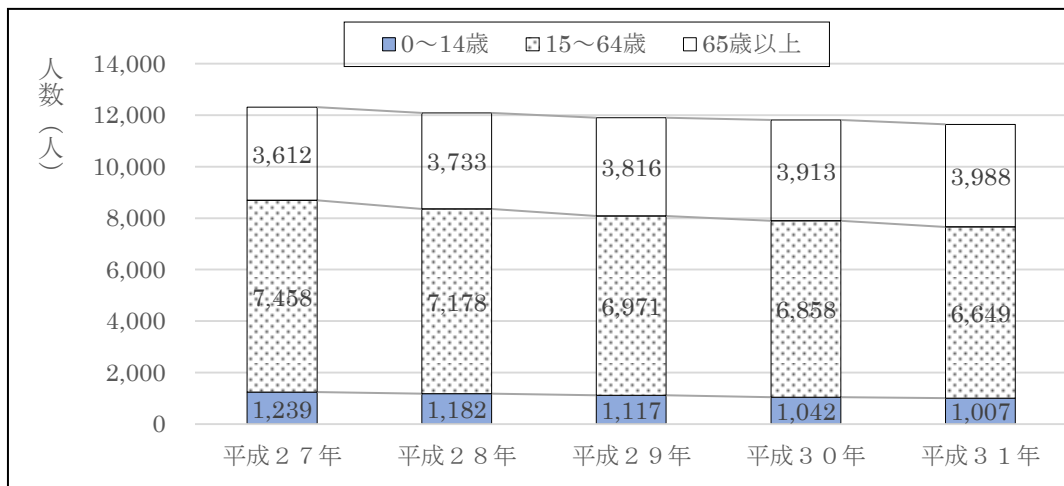
第1節 人口及び世帯の状況

1 総人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の平成31年1月1日現在総人口は、住民基本台帳によると11,644人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、減少傾向になっており、5年間で665人の減少となっています。また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口が増加し、15～64歳、0～14歳の人口は減少しています。

■年齢3区分別人口の推移

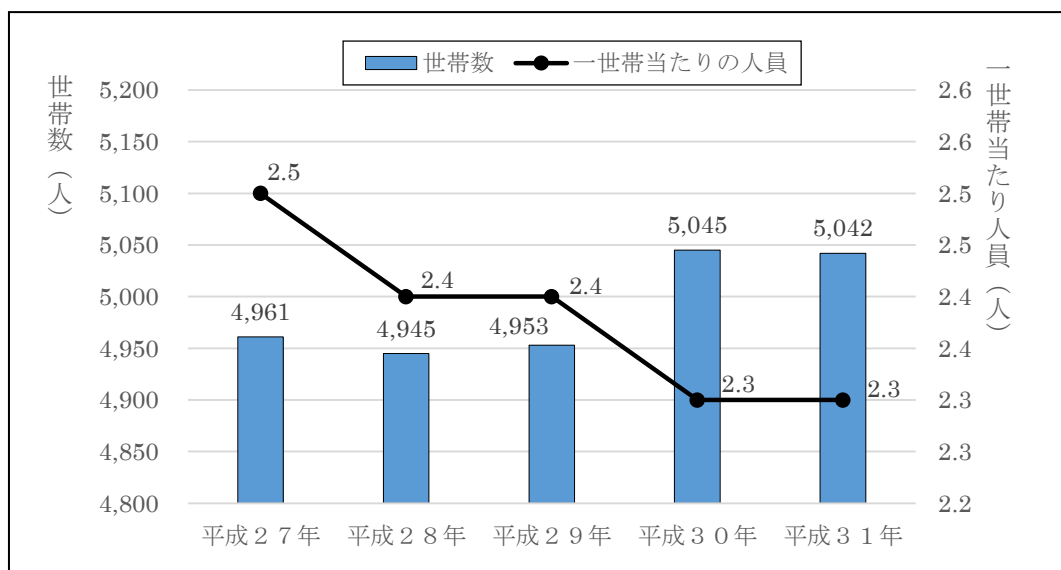


(資料：埼玉県町(丁)字別人口調査 各年1月1日現在)

(2) 世帯数と一世帯当たり人員の推移

本町の平成31年1月1日現在世帯数は、住民基本台帳によると5,042世帯となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、増加傾向となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯当たりの人員は減少しています。

■世帯数及び一世帯当たり人員の推移



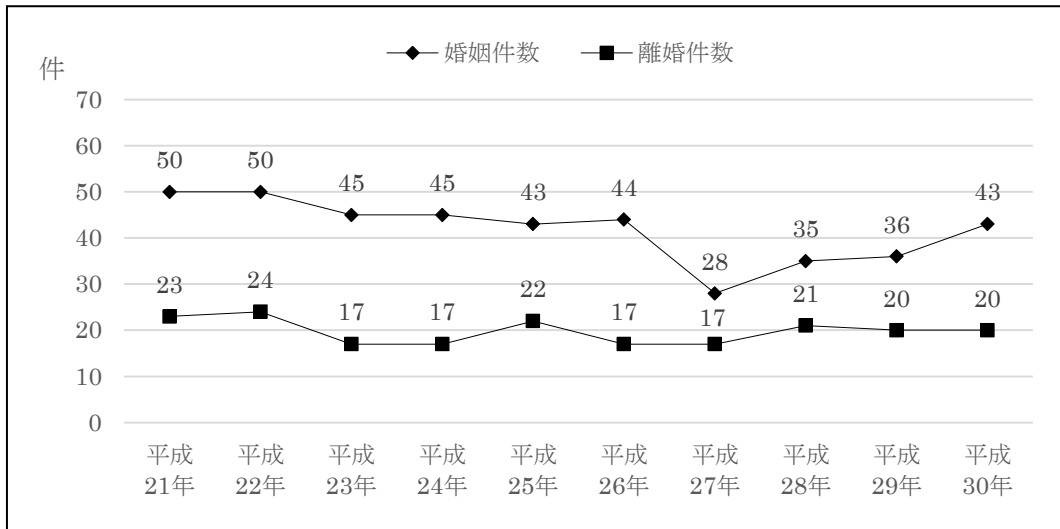
(資料：埼玉県町(丁)字別人口調査 各年1月1日現在)

2 婚姻の状況

(1) 婚姻・離婚件数

平成30年の婚姻件数は43件、離婚件数は20件となっています。婚姻件数について、過去からの推移で見ると、平成26年までは徐々に減少し、平成27年に激減したもののその後は増加傾向にあります。

■婚姻・離婚件数の推移



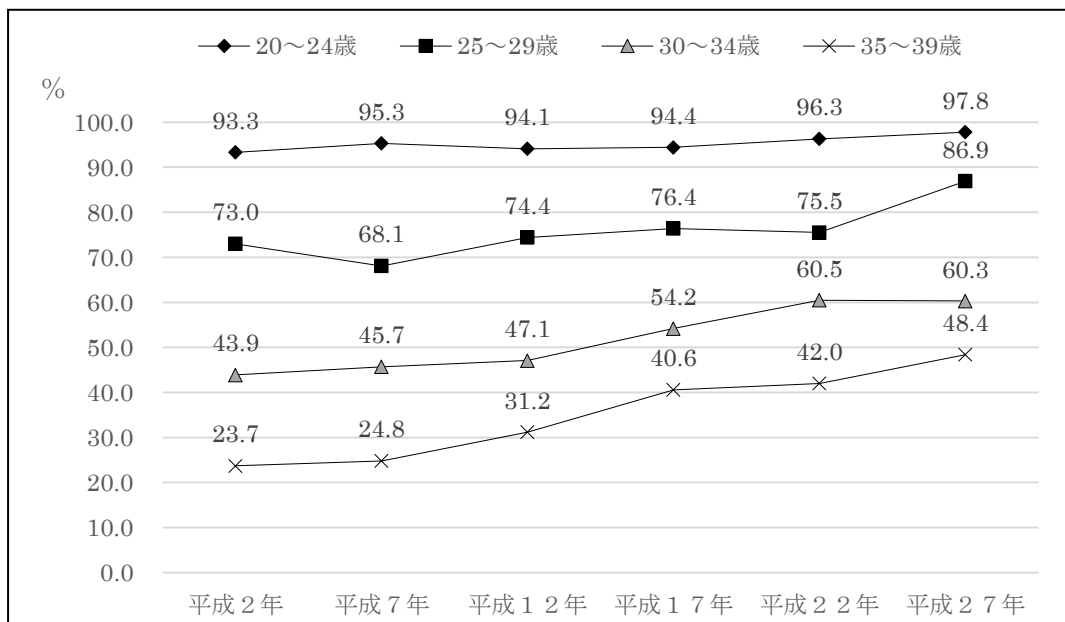
(資料：埼玉県人口動態統計)

(2) 未婚率の推移

未婚率は、男性も女性も年々増加しています。

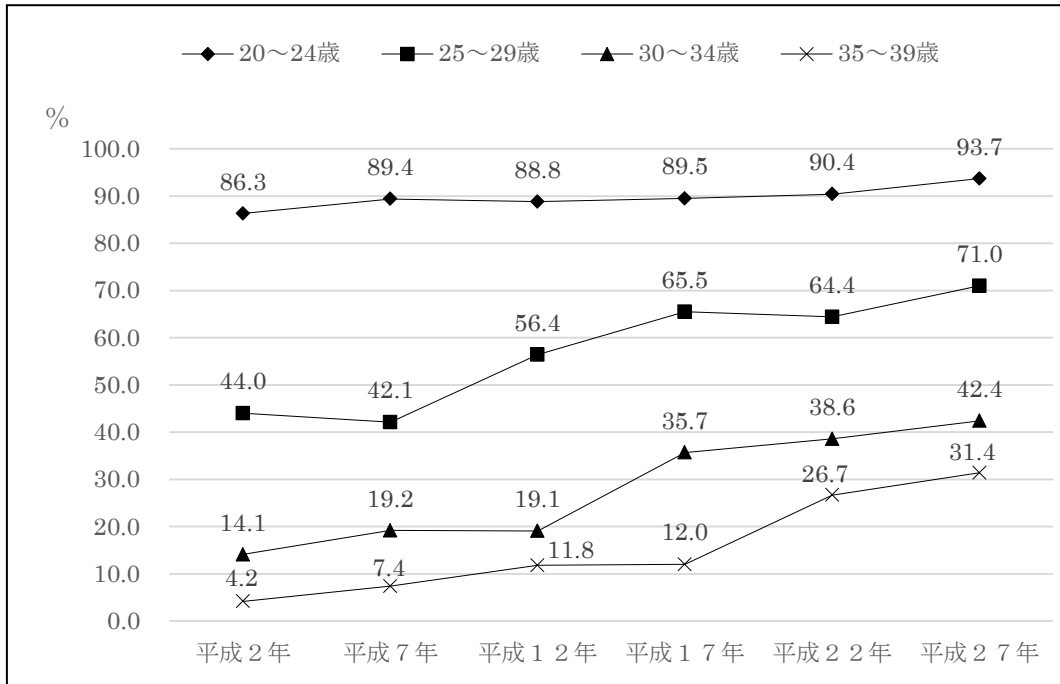
男性は、平成22年から平成27年にかけて25～29歳の未婚率が、女性は、平成12年から平成17年にかけて30～34歳の未婚率が急激に上昇しています。

■未婚率の推移〔男性〕



(資料：国勢調査 各年10月1日)

■未婚率の推移〔女性〕



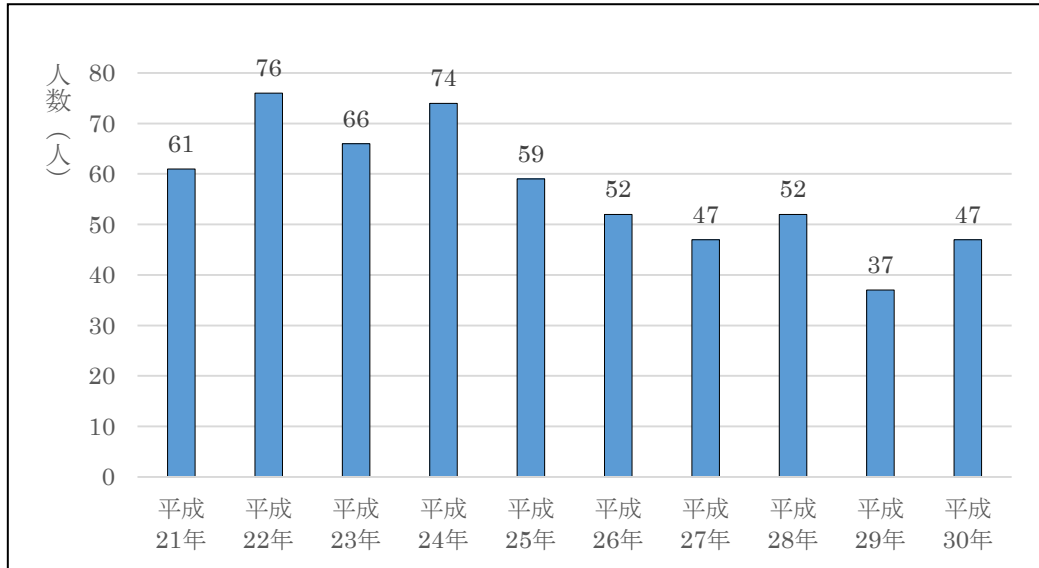
(資料：国勢調査 各年10月1日)

3 出生の状況

(1) 出生数の状況

本町の出生数の推移をみると、平成21年から平成24年までは、概ね60～75人の出生数でしたが、平成25年からは増減を繰り返しながら減少傾向にあり、特に平成29年には37人と激減しています。

■出生数の推移

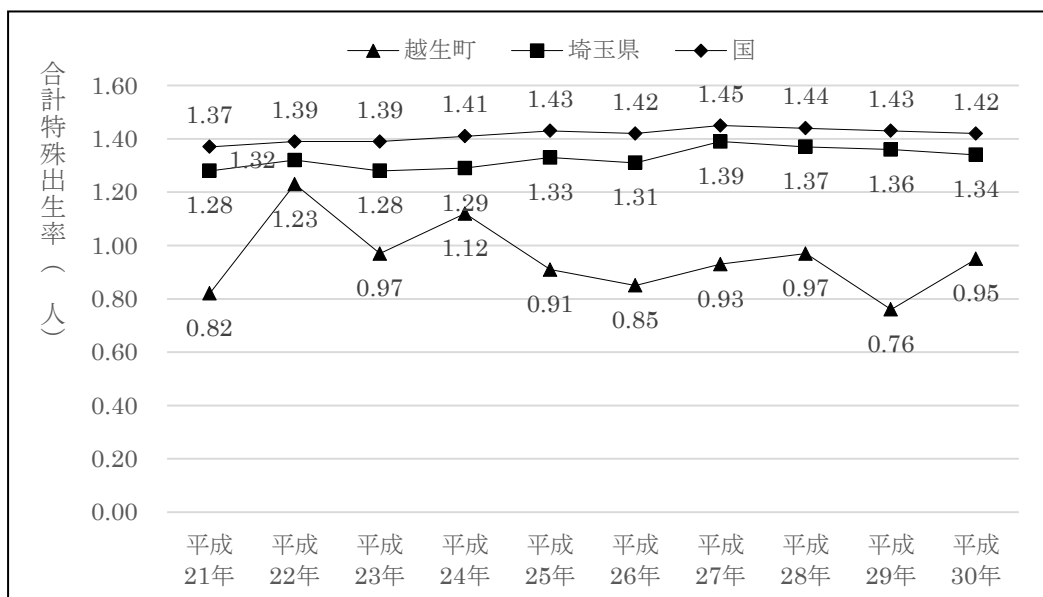


(資料：埼玉県人口動態統計)

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移をみると、各年とも、国、埼玉県の数値を下回っており、平成29年は0.76と激減しています。

■合計特殊出生率の推移



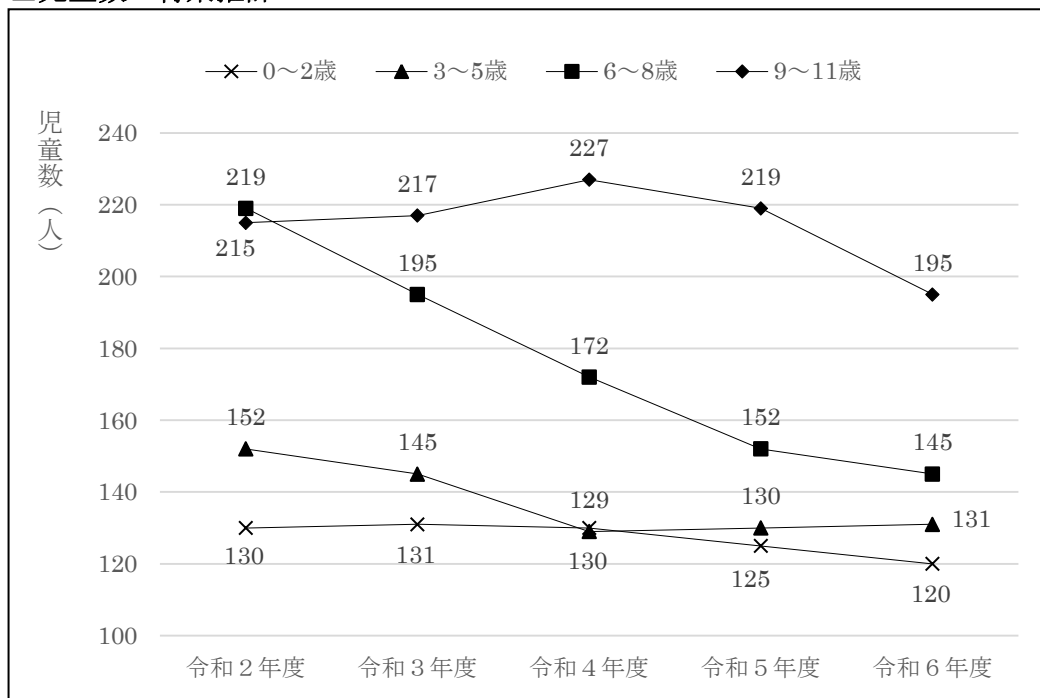
(資料：埼玉県人口動態統計)

4 将来推計

児童数の将来推計

本町の年齢別人口について、平成31年4月の人口と国立社会保障・人口問題研究所で推計している人口推計を勘案して、子育て支援課で推計したところ、いずれの年齢層においても減少傾向にあります。

■児童数の将来推計



(資料：子育て支援課による推計)

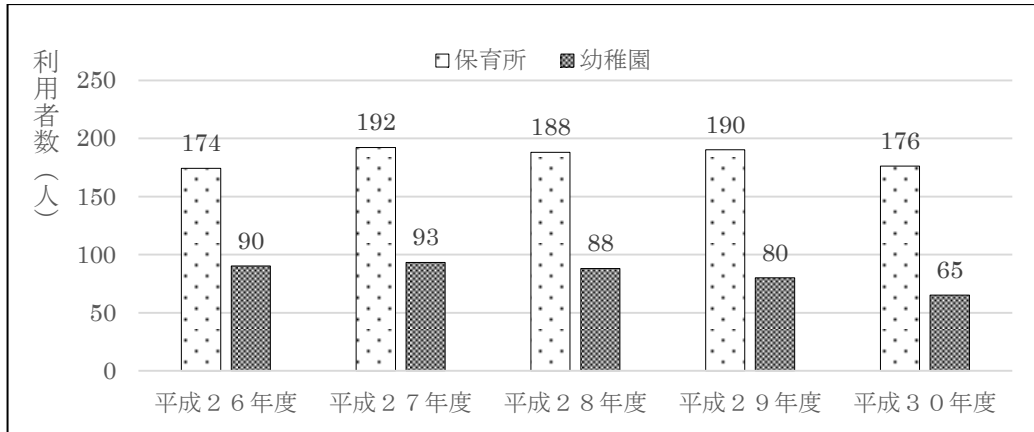
第2節 子育てをめぐる施策の現状

1 教育・保育の利用状況

(1) 幼稚園・保育所の利用状況

本町には、私立幼稚園が1か所、公立保育園が1か所、私立保育園が1か所あり、ほとんどの方がこれらの施設を利用していますが、他市町の幼稚園・保育所を利用している方もいます。いずれも利用者数は、年々減少傾向にあります。

■幼稚園・保育所の利用者数の推移

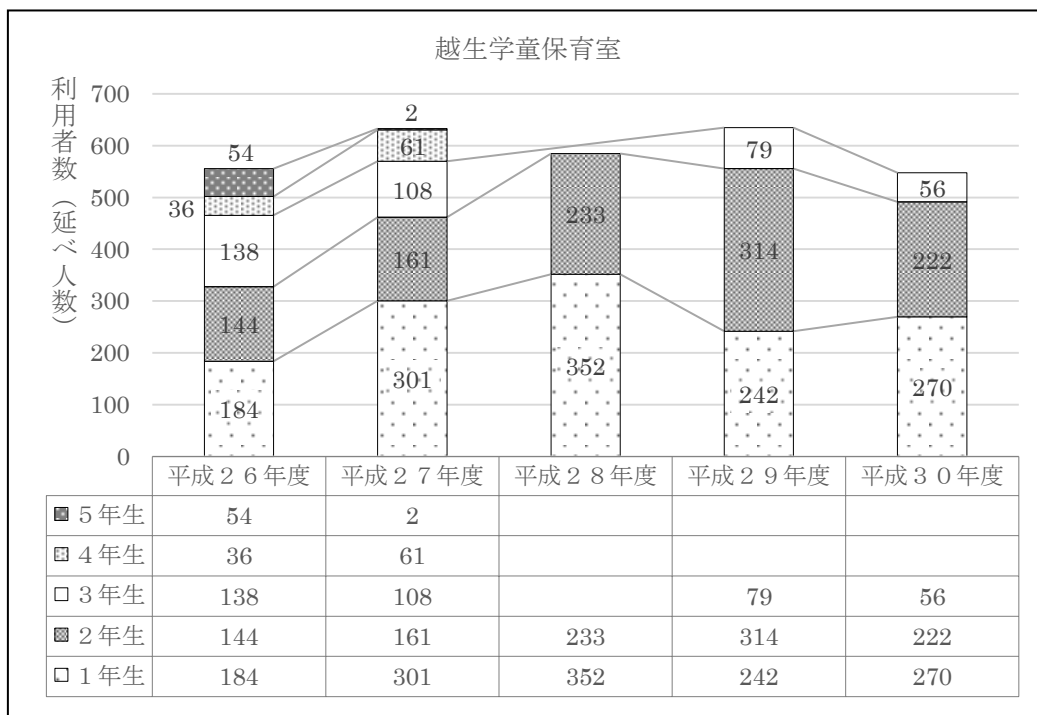


(資料：各年度末現在 子育て支援課)

(2) 学童保育室利用者数の推移

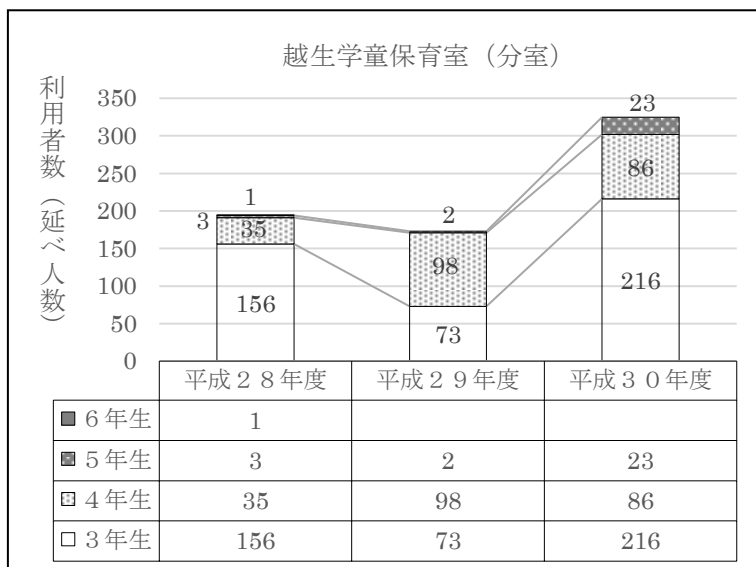
越生小学校の学童保育室利用者数の推移をみると、年々利用者数は増加しており、平成28年度からは、2支援単位に分けました。特に1年生、2年生が多く利用していますが、高学年になっても継続利用する傾向が見られます。

■学童保育室利用者数の推移〔越生学童保育室〕



(資料：越生町行政報告書)

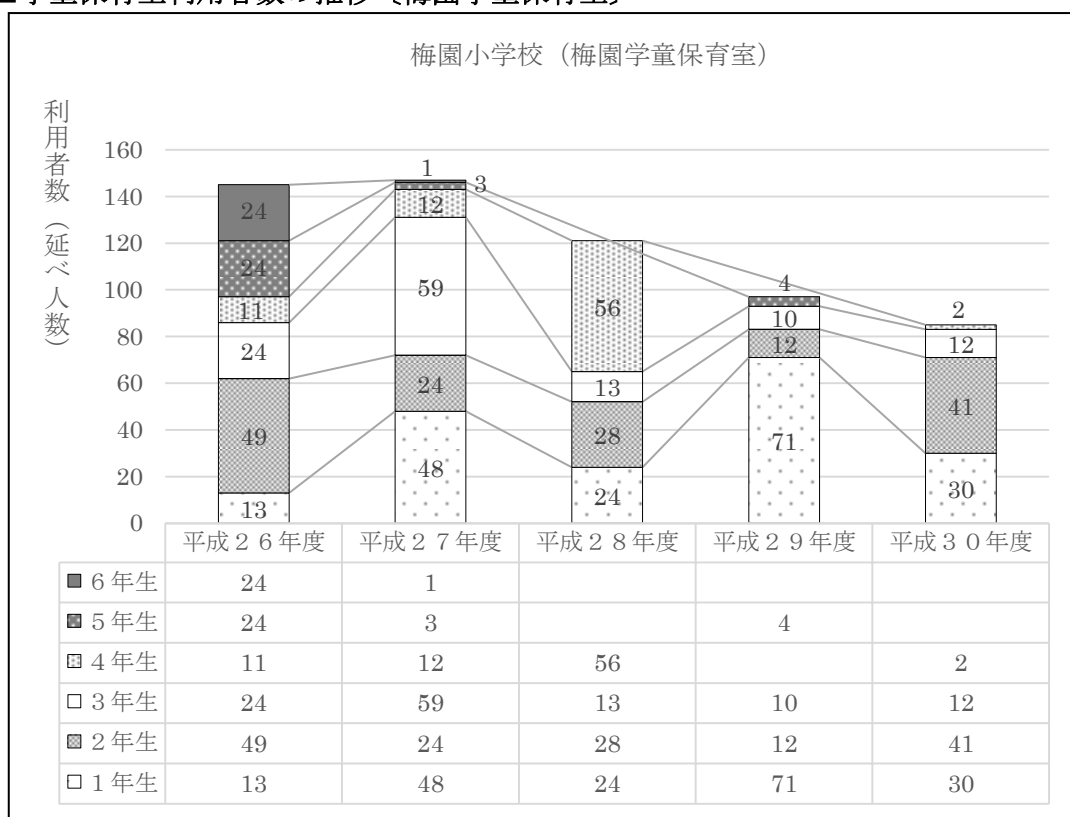
■学童保育室利用者数の推移〔越生学童保育室・分室〕



(資料：越生町行政報告書)

梅園小学校の学童保育室利用者数の推移をみると、児童数の減少とともに年々利用者数は減少しています。平成30年度には延べ85人で、1年生、2年生が多く利用しています。

■学童保育室利用者数の推移〔梅園学童保育室〕



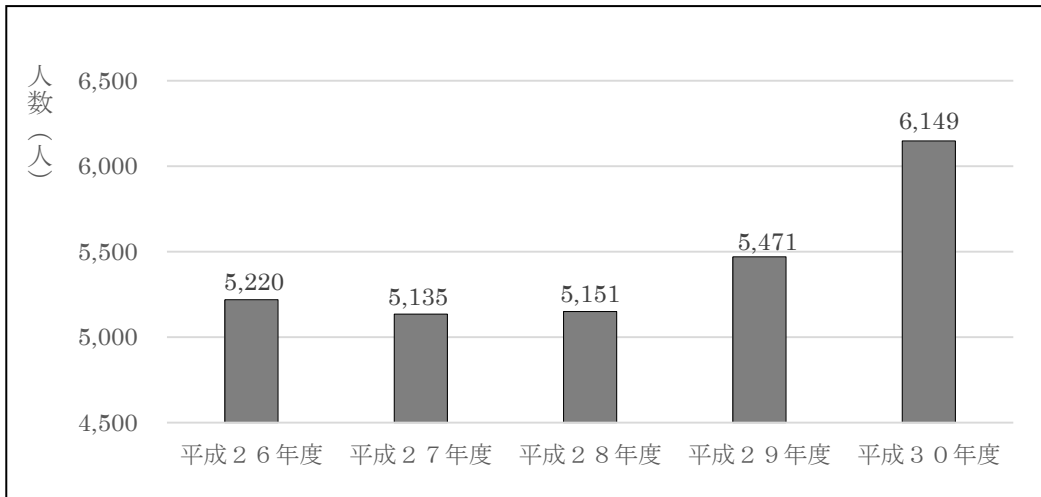
(資料：越生町行政報告書)

2 子育て施策の現状

(1) 子育て支援センター利用者数の推移

本町の子育て支援センターは1か所で、利用者数は平成28年度から年々増加しています。平成30年度の保護者と子どもの利用者数延べ件数は、6,149人となっています。

■子育て支援センター利用者数の推移

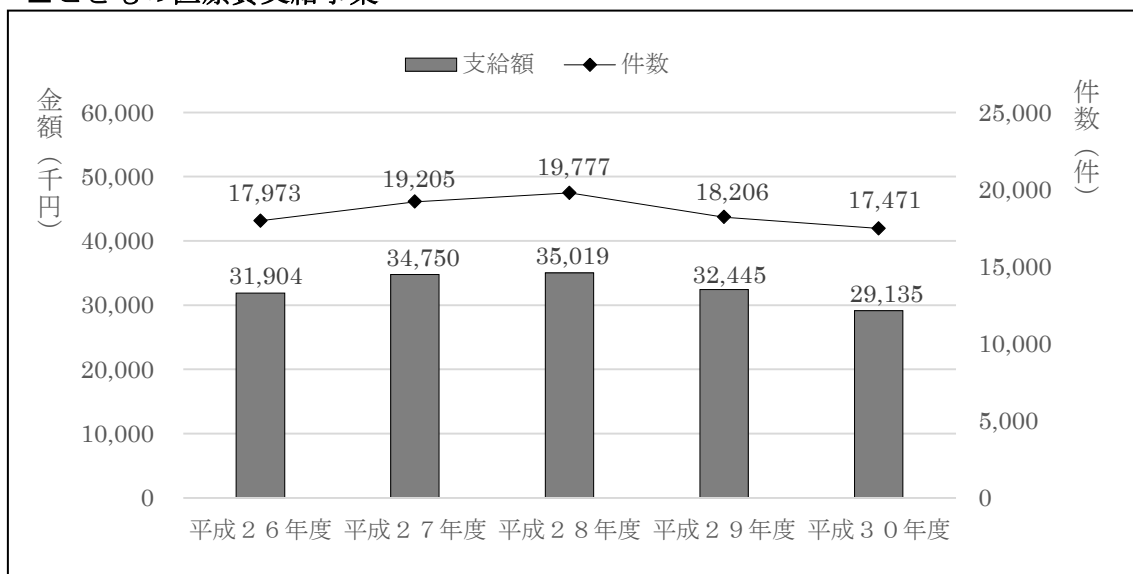


(資料：越生町行政報告書)

(2) こどもの医療費支給事業

こどもの医療費支給事業は、子どもが医療機関等に受診した際の保険診療の一部負担金を支給する事業です。平成24年度から高校3年生までに支給対象者を拡大し、平成25年7月からは、町内及び毛呂山町の指定医療機関窓口払い廃止を実施しました。平成30年度の申請件数は17,471件、支給額は29,135千円となっています。

■こどもの医療費支給事業



(資料：越生町行政報告書)

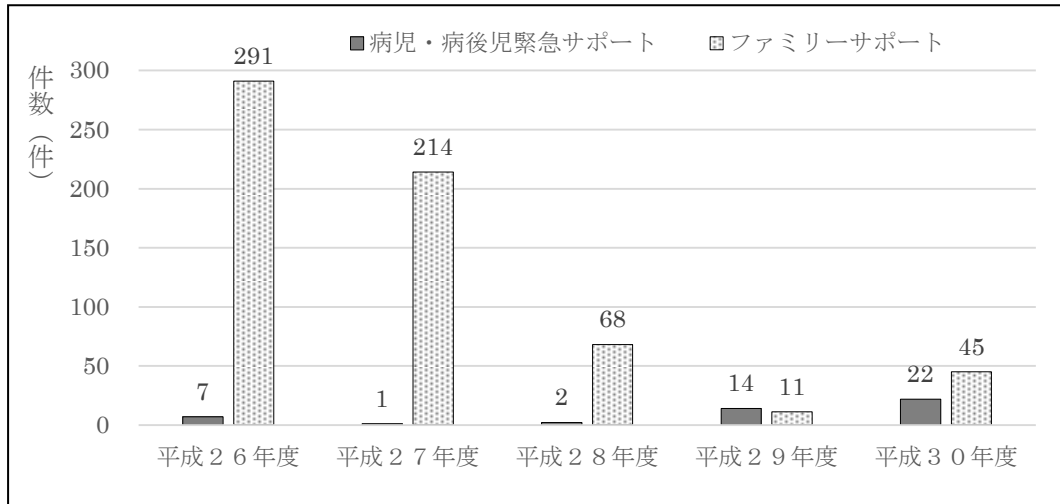
※金額は千円未満四捨五入しています

(3) ファミリーサポート事業

ファミリーサポート事業は、子育てをしている父母等が急な用事などの際に子どもを預かるサービスです。越生町では平成23年1月から病児・病後児緊急サポート及びファミリーサポートを実施しています。

平成30年度の実績は、病児・病後児緊急サポートが22件、ファミリーサポートが45件となっています。

■ファミリーサポート事業の実施状況

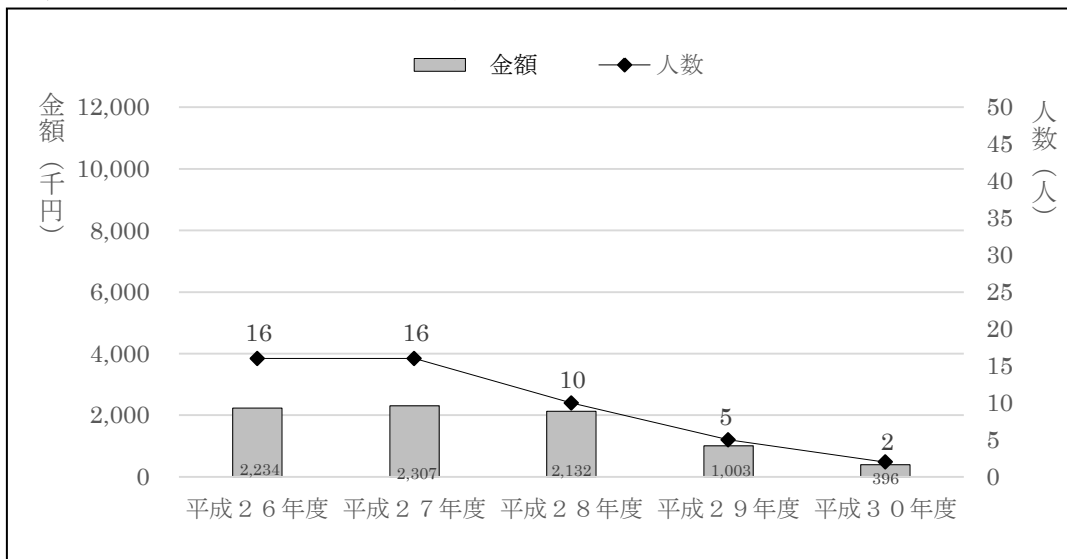


(資料：越生町行政報告書)

(4) 第3子以降保育料無料化

平成22年度から幼稚園・保育所の保育料の第3子以降無料化を実施しています。平成30年度の実績は、幼稚園が2人に対し計396千円、保育所が44人に対し計9,757千円となっています。

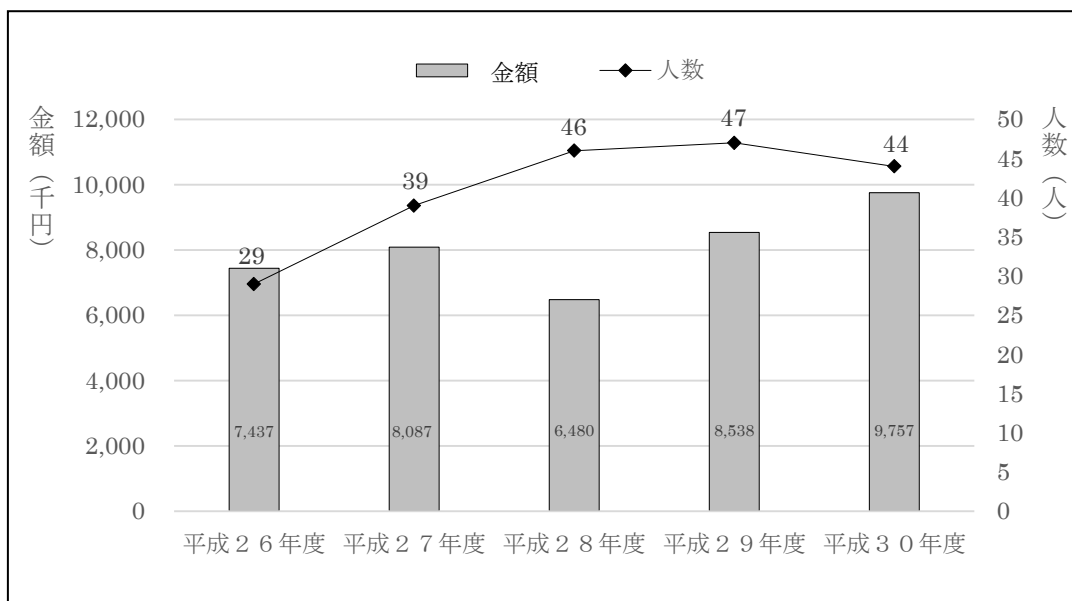
■第3子以降保育料無料化の実施状況〔幼稚園〕



(資料：越生町行政報告書)

※金額は千円未満四捨五入しています

■第3子以降保育料無料化の実施状況〔保育所〕



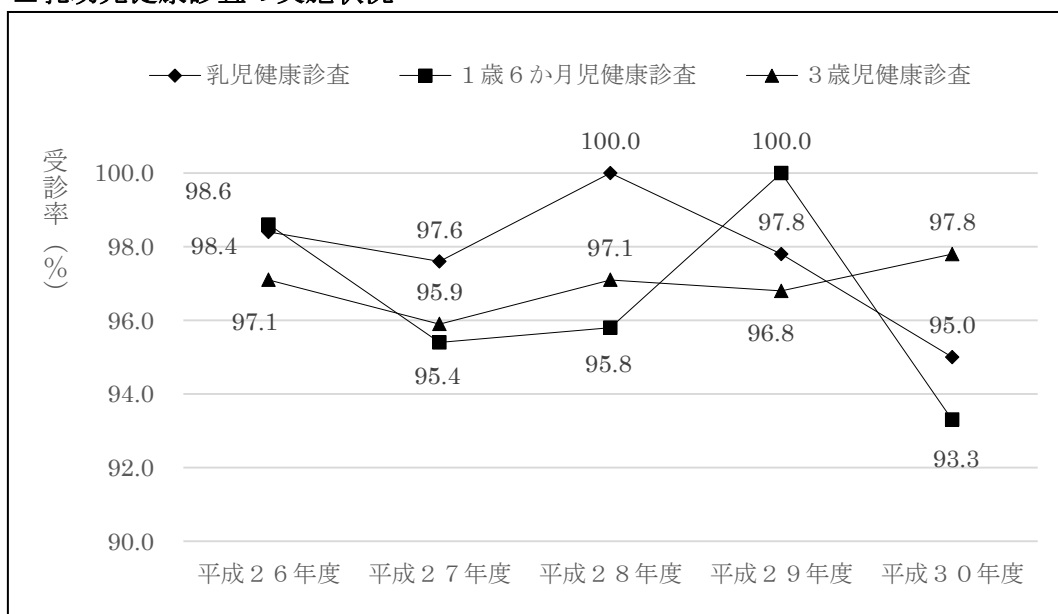
(資料：越生町行政報告書)

※金額は千円未満四捨五入しています

(5) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を実施しています。平成30年度の受診率は乳児健康診査が95.0%、1歳6か月児健康診査が93.3%、3歳児健康診査が97.8%となっています。

■乳幼児健康診査の実施状況



(資料：越生町行政報告書)

第3節 ニーズ調査の主な結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この計画を策定するにあたって、子育て家庭の保育サービス等の利用状況や利用意向、子育て支援に関する意見、要望を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の対象

次のとおり、就学前児童調査と小学生調査の2種類の調査を実施しました。

就学前児童調査

- ・対象者：平成24年4月2日から平成30年12月1日までに生まれたお子さん
- ・調査方法：①町内の幼稚園・保育園に通園している方には、幼稚園・保育園を通じて配付・回収
②町内の幼稚園・保育園に通園していない方には、郵送による配付・回収
③礼状を兼ねた督促状を対象者全員に配付
- ・調査期間：平成31年1月10日（木）から平成31年1月24日（木）

小学生調査

- ・対象者：平成18年4月2日から平成24年4月1日までに生まれたお子さん
- ・調査方法：①町内の小学校に通学している方には、小学校を通じて配付・回収
②町内の小学校に通学していない方には、郵送による配付・回収
③礼状を兼ねた督促状を対象者全員に配付
- ・調査期間：平成31年1月10日（木）から平成31年1月24日（木）

(3) 対象者数及び回収率

就学前児童調査

- ・対象者数：359人
- ・有効回収数：268人
- ・有効回収率：74.7%

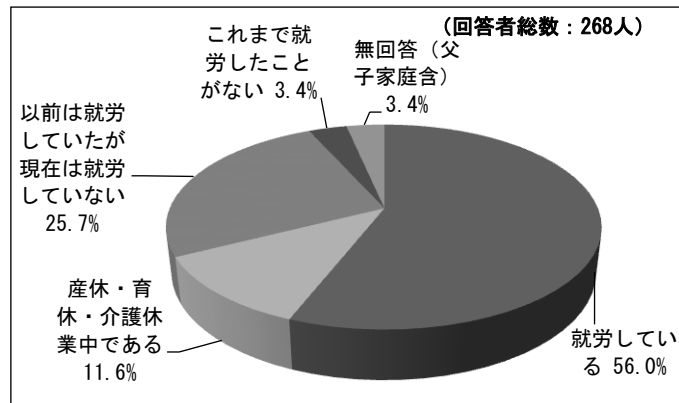
小学生調査

- ・対象者数：440人
- ・有効回収数：390人
- ・有効回収率：88.6%

2 就学前児童調査の結果

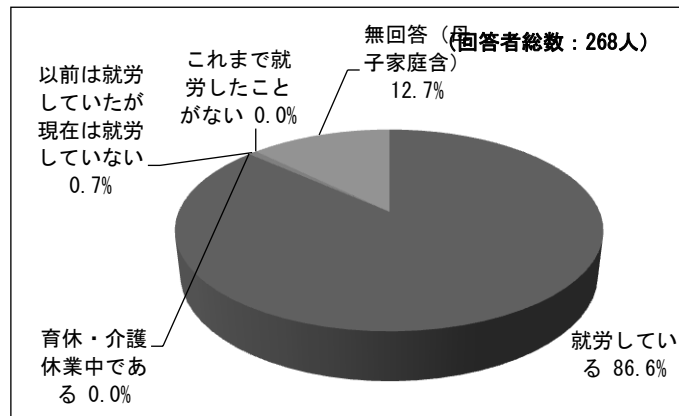
(1) 母親の就労状況

母親の就労状況は「就労している」が56.0%、「産休・育休・介護休業中である」が11.6%と就労している母親が6割を超えています。



(2) 父親の就労状況

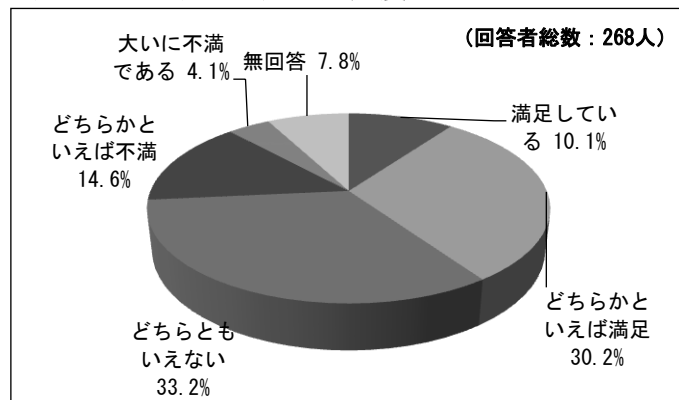
父親の就労状況は「就労している」が86.6%と、就労している父親が8割を超えています。



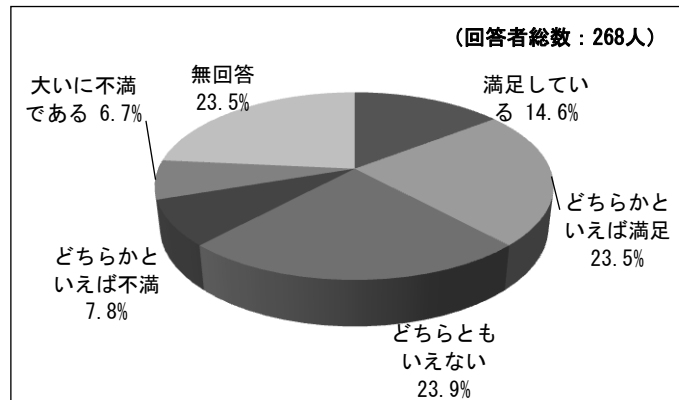
(3) 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の満足度

満足度について、「満足している」・「どちらかといえば満足」を合わせた割合をみると、母親が40.3%、父親が38.1%となっています。

【母親】

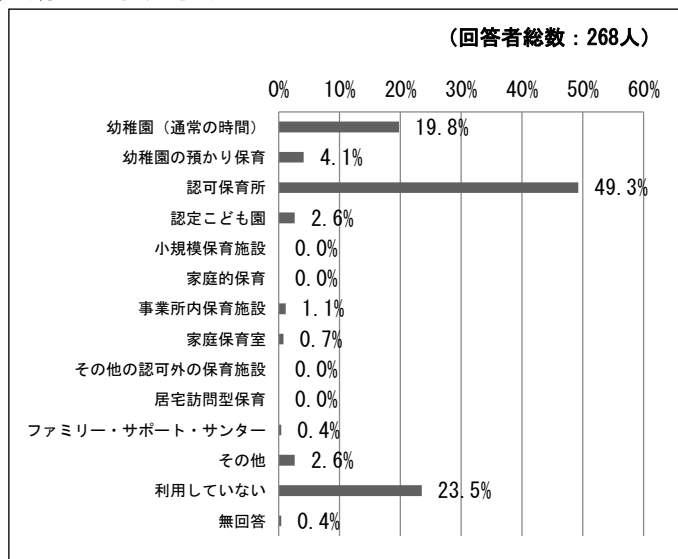


【父親】



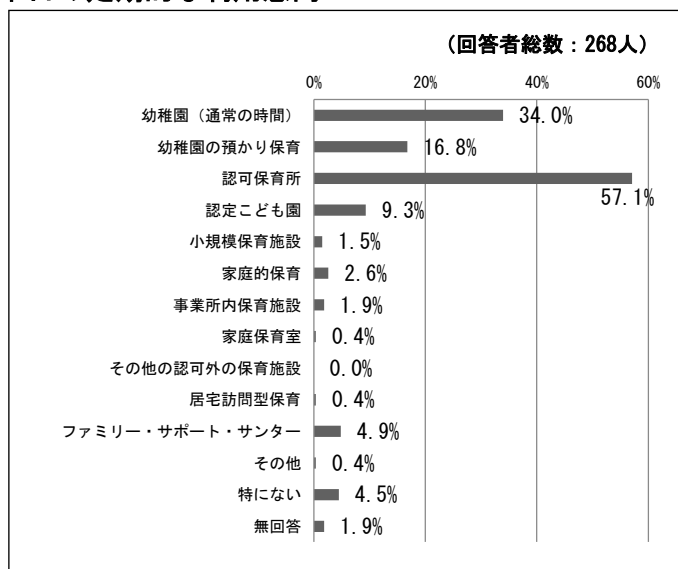
(4) 幼稚園・保育所等の平日の定期的な利用状況

利用場所については、「認可保育所」が49.3%、「幼稚園」19.8%となっています。「利用していない」は、23.5%となっています。



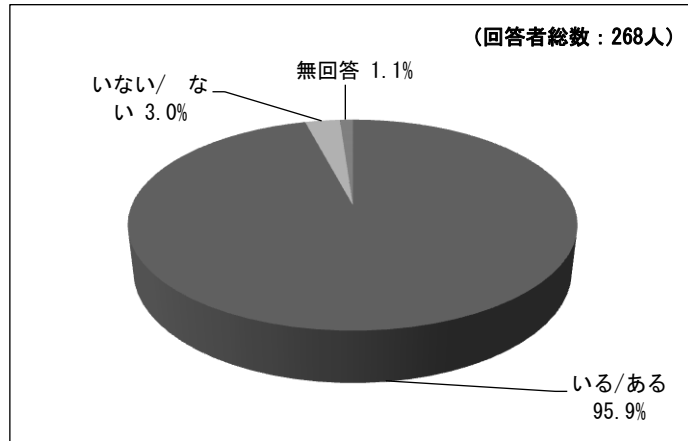
(5) 今後の幼稚園・保育園等の平日の定期的な利用意向

今後の利用意向については、「幼稚園(通常の時間)」が34.0%、「認可保育所」が57.1%となっています。



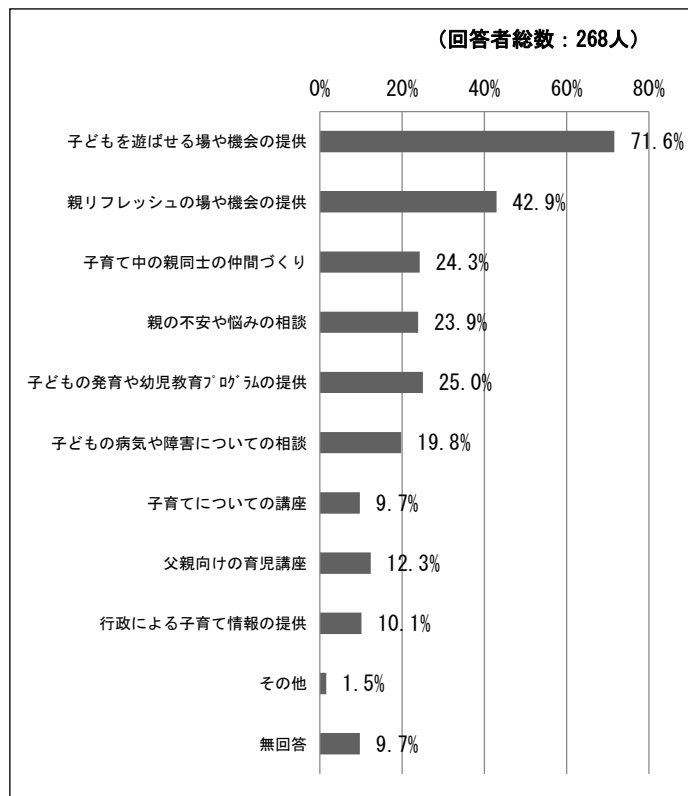
(6) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無

気軽に相談できる人（場所）の有無では、「いる／ある」が95.9%、「いない／ない」が3.0%となっています。



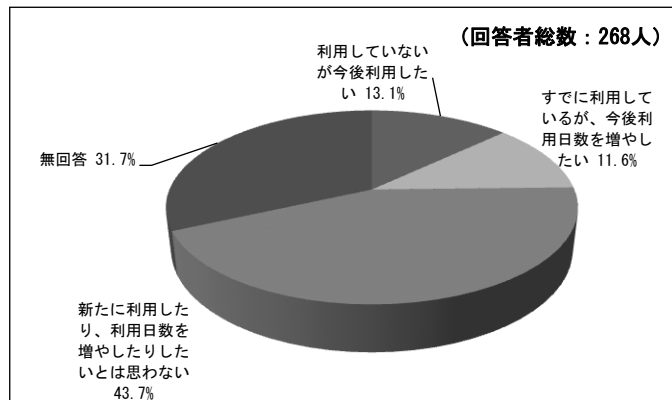
(7) 子育て（教育を含む）をする上で望むサポート

子育て（教育を含む）をする上で望むサポートについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が71.6%で最も多くなっています。



(8) 子育て支援センター「すくすく」の利用意向

利用意向では、「利用していないが、今後利用したい」13.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」11.6%と利用を増やしたい人が24.7%となっています。

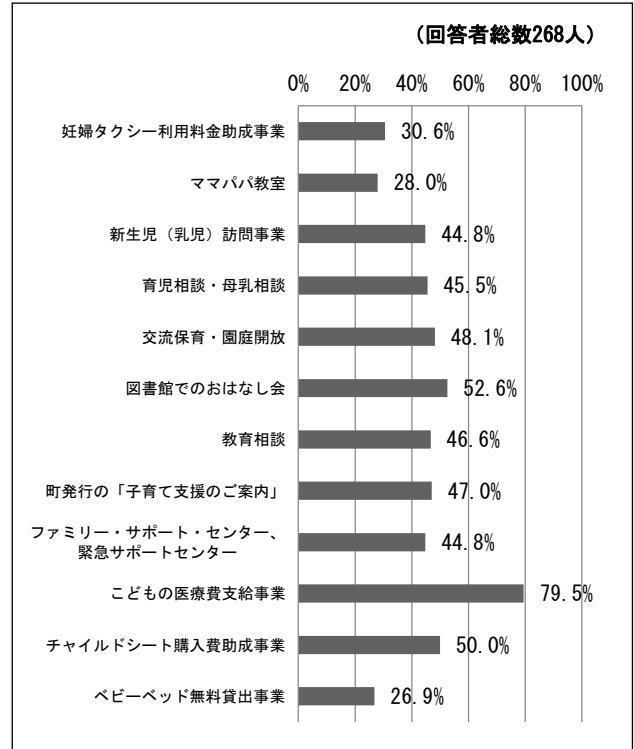
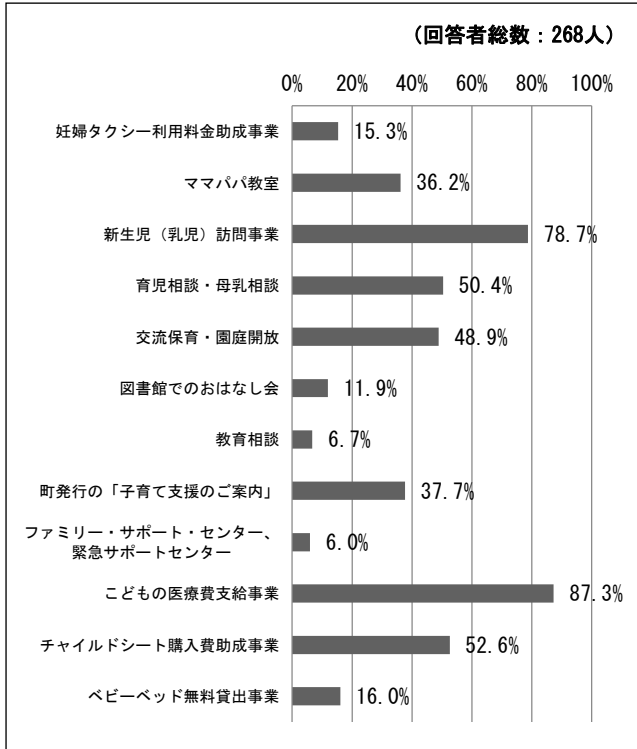


(9) 子育て支援事業の利用経験及び利用意向

利用経験に比べて利用意向の割合が多い事業として、「図書館でのおはなし会(意向 52.6%、経験 11.9%)」「教育相談(意向 46.6%、経験 6.7%)」、「ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター(意向 44.8%、経験 6.0%)」となっています。

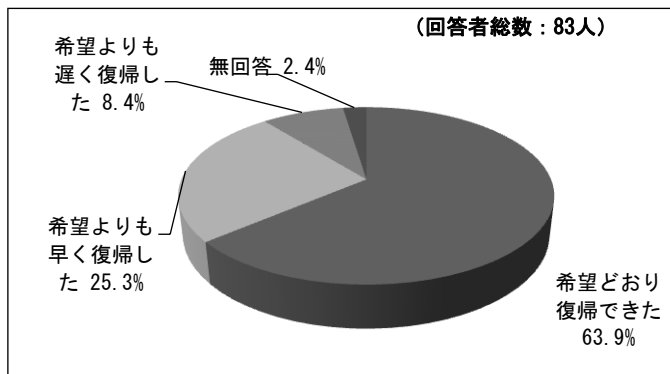
【利用経験】

【利用意向】



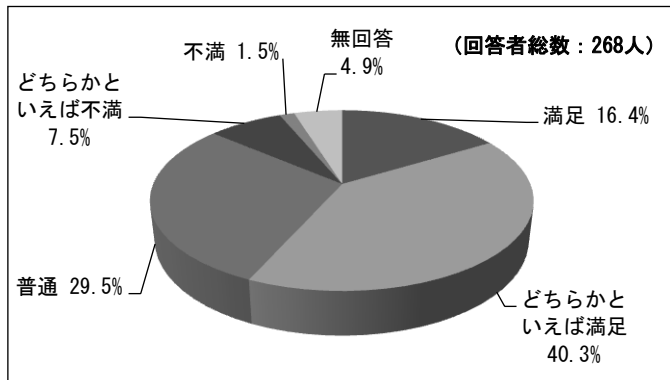
(10) 育児休業からの復帰の状況

育児休業からの復帰については、「希望どおり復帰できた」が63.9%、「希望よりも早く復帰した」が25.3%、「希望よりも遅く復帰した」が8.4%であり、これらを合わせると33.7%が“希望どおりでなかった”と回答しています。



(11) 越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度

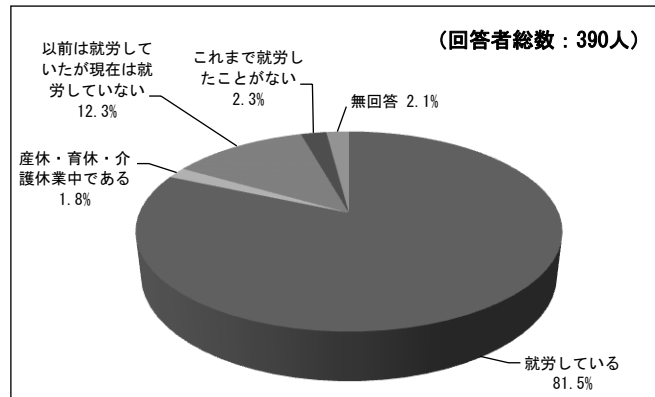
越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度については、「満足」が16.4%、「どちらかといえば満足」が40.3%で合わせると5割を超えています。



3 小学生調査の結果

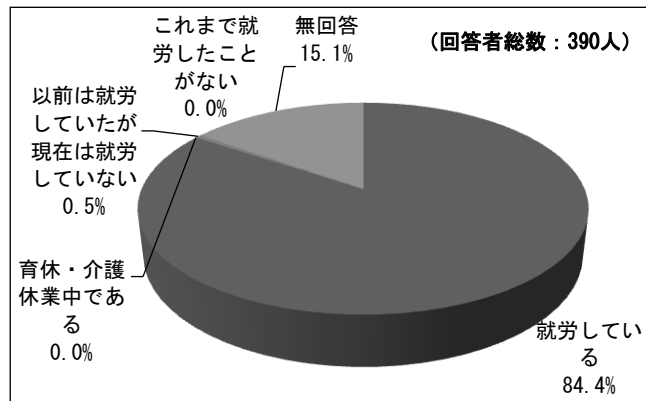
(1) 母親の就労状況

母親の就労状況は「就労している」が81.5%、「産休・育休・介護休業中である」が1.8%と就労している母親が8割を超えています。



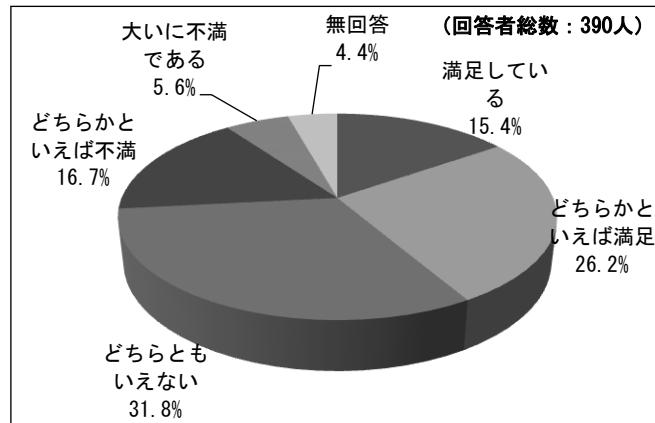
(2) 父親の就労状況

父親の就労状況は「就労している」が84.4%と、就労している父親が8割を超えています。

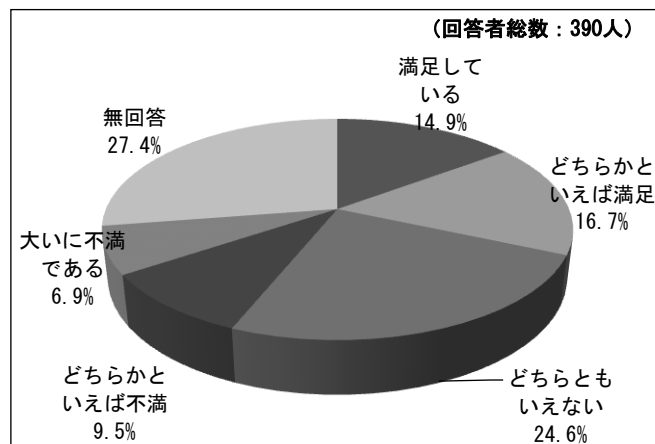


(3) 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の満足度

満足度について、「満足している」・「どちらかといえば満足」を合わせた割合をみると、母親が41.6%、父親が31.6%となっています。



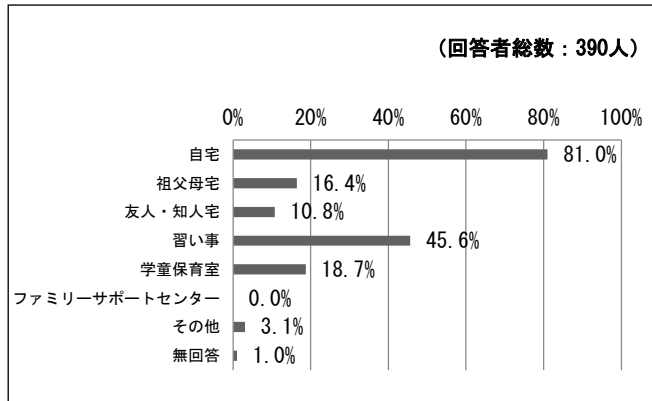
【母親】



【父親】

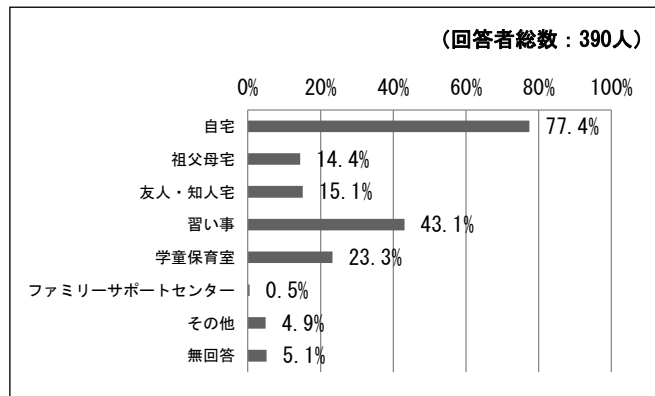
(4) 現在の放課後の過ごし方

現在の放課後の時間を過ごす場所については、「自宅」が81.0%と最も多く、「学童保育室」は18.7%となっています。



(5) 希望の放課後の過ごし方

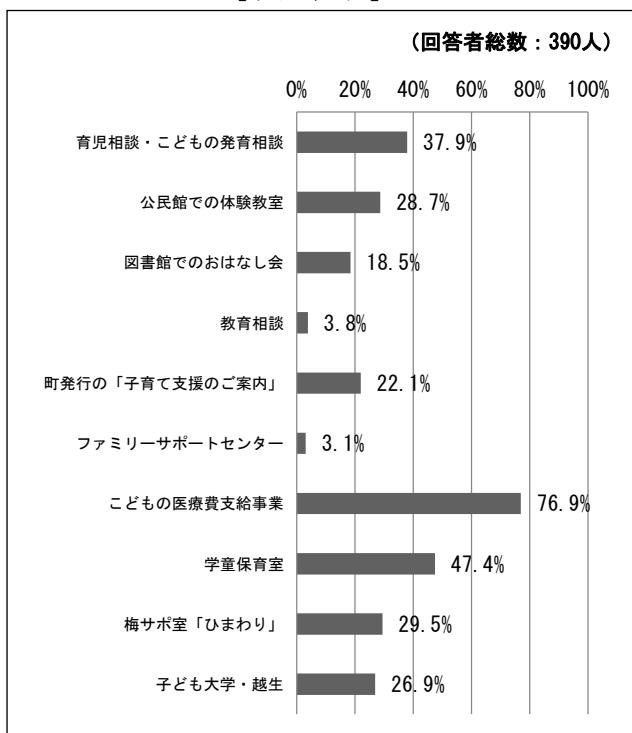
放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が77.4%と最も多く、「学童保育室」は23.3%となっています。



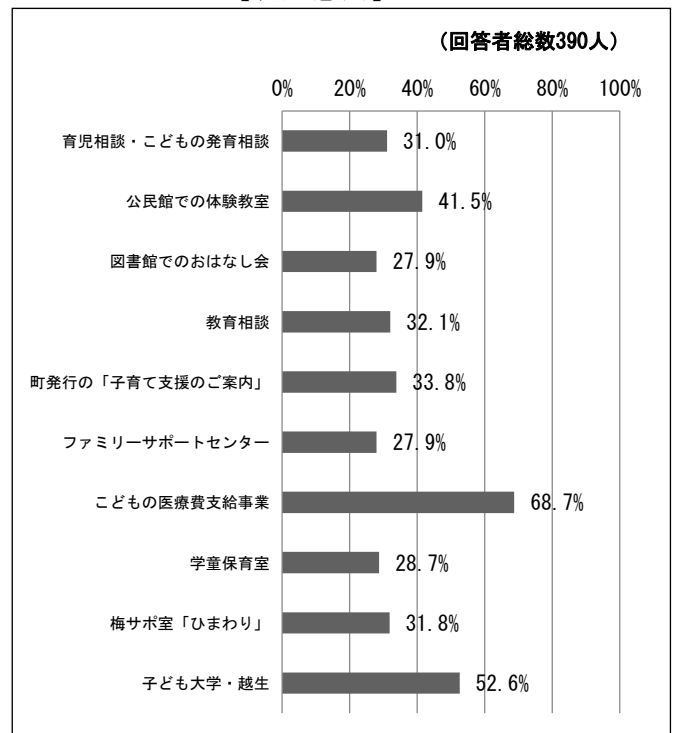
(6) 子育て支援事業の利用経験及び利用意向

利用経験に比べて利用意向の割合が多い事業として、「教育相談（意向 32.1%、経験 3.8%）」、「子ども大学・越生（意向 52.6%、経験 26.9%）」、「ファミリー・サポート・センター（意向 27.9%、経験 3.1%）」となっています。

【利用経験】

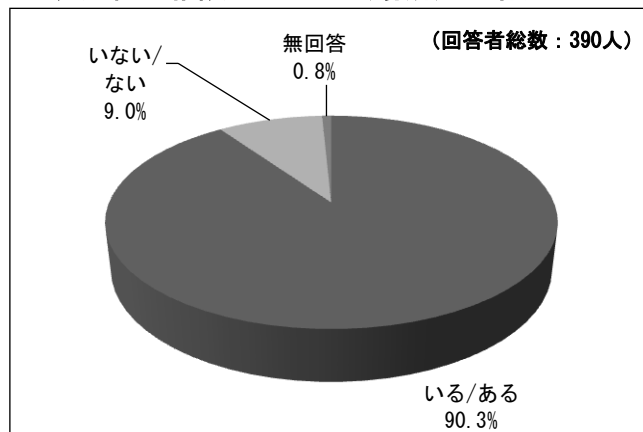


【利用意向】



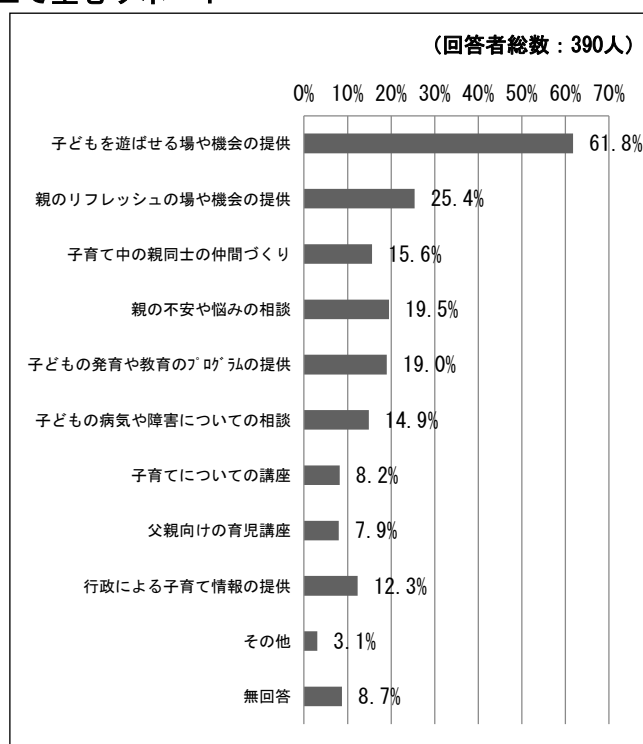
(7) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無

気軽に相談できる人（場所）の有無では、「いる／ある」が90.3%、「いない／ない」が9.0%となっています。



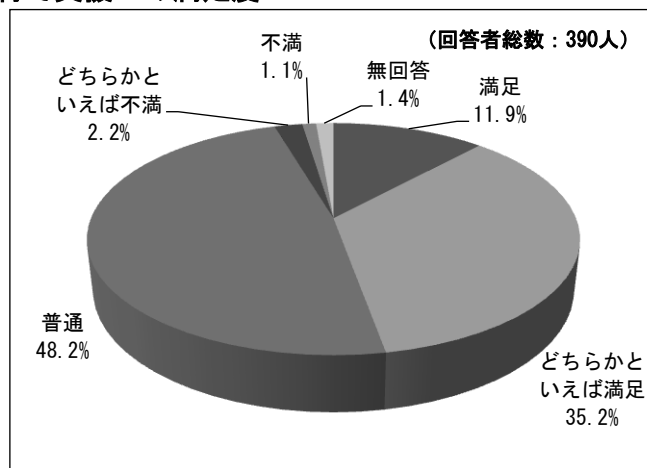
(8) 子育て（教育を含む）をする上で望むサポート

子育て（教育を含む）をする上で望むサポートについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が61.8%で最も多くなっています。



(9) 越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度

越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度については「満足」が11.9%、「どちらかといえば満足」が35.2%で合わせると4割を超えています。



第4節 「越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価と重点課題

1 「越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価

(1) 子ども・子育て支援事業の推進

①1号及び2号認定

(実人数)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量	1号認定	人 70	70	65	60
	2号認定	人 152	147	142	127
	教育ニーズ	人 42	42	37	32
	保育ニーズ	人 110	105	105	95
確保 方策	特定教育・保育施設	人 125	125	125	125
	1号認定	人 15	15	15	15
	2号認定	人 110	110	110	110
	確認を受けない幼稚園	人 97	97	97	97
	認可外保育施設	人 0	0	0	0
実績	1号認定	人 12(75)	14(71)	12(65)	8(55)
	2号認定	人 106(8)	124(8)	133(3)	125(2)
	教育ニーズ	人 (6)	(3)	(3)	(2)
	保育ニーズ	人 106(2)	124(5)	133	125
方策別 実績	特定教育・保育施設	人 118	138	145	133
	1号認定	人 12	14	12	8
	2号認定	人 106	124	133	125
	確認を受けない幼稚園	人 (81)	(74)	(68)	(57)
	認可外保育施設	人 (2)	(5)	0	0

※ () は認定を受けずに利用

②3号認定

・0歳児

(実人数)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量	人	17	17	17	17
確保方策	人	17	17	17	17
	特定教育・保育施設	17	17	17	17
	地域型保育	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
実績	人	19	7(1)	7	10
方策別実績	人	19	7(1)	7	10
	特定教育・保育施設	18	7	7	10
	地域型保育	1	0	0	0
	認可外保育施設	0	(1)	0	0

※()は認定を受けずに利用

・1・2歳児

(実人数)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量	人	60	55	55	55
確保方策	人	60	60	60	60
	特定教育・保育施設	60	60	60	60
	地域型保育	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
実績	人	67	57	50	41
方策別実績	人	67	57	50	41
	特定教育・保育施設	62	56	50	41
	地域型保育	5	1	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0

③時間外保育事業

(実人数)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量	人数(人)	15	15	15	15
確保 方策	人数(人)	15	15	15	15
	施設数(か所)	2	2	2	2
実績	人数(人)	14	14	15	14
方策別 実績	人数(人)	14	14	15	14
	施設数(か所)	2	2	2	2

④子育て短期支援事業

(年間延べ人数)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量	延べ人数(人日)	0	0	0	0
確保 方策	延べ人数(人日)	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0
実績	延べ人数(人日)	0	0	0	0
方策別 実績	延べ人数(人日)	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0

⑤地域子育て支援拠点事業

(月当たり延べ回数)

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量	延べ回数(回)	230	220	210	205
確保 方策 (か所)	地域子育て支援拠 点事業(か所)	1	1	1	1
	その他(か所)	0	0	0	0
実績	延べ回数(回)	232	235	253	283
方策別 実績 (か所)	地域子育て支援拠 点事業(か所)	1	1	1	1
	その他(か所)	0	0	0	0

⑥一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

(年間延べ人数)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み(人日)		2,075	2,065	1,965	1,785
	1号認定	415	405	395	355
	2号認定	1,660	1,660	1,570	1,430
確保方策	延べ人数(人日)	2,075	2,065	1,965	1,785
	施設数(か所)	1	1	1	1
実績(人日)		2,953	1,686	1,479	1,392
	1号認定	1,153	861	704	792
	2号認定	1,800	825	775	600
方策別実績	延べ人数(人日)	2,953	1,686	1,479	1,392
	施設数(か所)	1	1	1	1

・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

(年間延べ人数)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
見込量	延べ人数(人日)	335	325	310	295	
確保方策	一時 預かり	延べ人数 (人日)	305	295	280	265
		施設数 (か所)	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・セン ター(人日)		30	30	30	30
	トワイライ トステイ	延べ人数 (人日)	0	0	0	0
施設数 (か所)		0	0	0	0	
実績	延べ人数(人日)	200	64	73	112	
方策別実績	一時 預かり	延べ人数 (人日)	177	49	52	44
		施設数 (か所)	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・セン ター(人日)		23	15	21	66
	トワイライ トステイ	延べ人数 (人日)	0	0	0	0
施設数 (か所)		0	0	0	0	

⑦病児、病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

(年間延べ人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
見込量(人日)		30	30	30	30	
確保 方策	病後児 保育事業	延べ人数 (人日)	0	0	0	10
		施設数(か所)	0	0	0	1
	ファミリー・サ ポート・セン ター事業	延べ人数 (人日)	30	30	30	20
		施設数(か所)	1	1	1	1
実績(人日)		0	0	3	1	
方策別 実績	病後児 保育事業	延べ人数 (人日)	0	0	0	0
		施設数(か所)	0	0	0	0
	ファミリー・サ ポート・セン ター事業	延べ人数 (人日)	0	0	3	1
		施設数(か所)	1	1	1	1

⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児童のみ)

(年間延べ人数)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量(人日)	175	210	200	185
確保方策(人日)	175	210	200	185
実績(人日)	119	55	2	0
方策別実績(人日)	119	55	2	0

⑨利用者支援事業

(か所数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量(か所)		1	1	2	2
確保方策	基本型(か所)	0	1	1	1
	特定型(か所)	0	0	0	0
	母子保健型(か所)	0	0	1	1
実績(か所)		1	1	2	2
方策別 実績	基本型(か所)	0	1	1	1
	特定型(か所)	0	0	0	0
	母子保健型(か所)	0	0	1	1

⑩乳幼児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業

(実人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児家庭全戸 訪問事業	見込量(人)	70	65	65	60
	確保方策(人)	70	65	65	60
養育支援	見込量(人)	5	5	5	5
	確保方策(人)	5	5	5	5
乳児家庭全戸 訪問事業	実績(人)	46	49	33	45
	方策別実績(人)	46	49	33	45
養育支援	実績(人)	5	3	2	3
	方策別実績(人)	5	3	2	3

⑪妊婦健康診査

(年間延べ回数)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量(人回)	850	790	790	730
確保方策(人回)	850	790	790	730
実績(人回)	544	573	467	534
方策別実績(人回)	544	573	467	534

⑫放課後児童健全育成事業

(実人数)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
見込量(人)	65	60	85	95
1～3年生	45	40	75	85
4～6年生	20	20	10	10
確保 方策				
登録児童数(人)	65	60	85	95
施設数(か所)	2	2	3	3
実績(人)	61	68	63	73
1～3年生	55	62	58	64
4～6年生	6	6	5	9
方策別実績				
登録児童数(人)	61	68	63	64
施設数(か所)	2	3	3	9

(2) 総合的な子育て支援施策の展開

指標の凡例

事業の成果

- A：期待以上の成果をあげた
- B：期待どおりの成果をあげた
- C：期待どおりの成果をあげていない
- D：実施していない

今後の方針

- A（拡充）：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
- B（継続）：現在の事業の枠組みを維持して継続すること
- C（見直し）：事業の縮小や統合、または他の施策や新たな施策で対応すること
- D（廃止）：社会情勢の変化等により事業を廃止すること

① 地域における子育て支援の充実

- 「(1) 地域子育て支援センターの充実」については、子育て支援センター、越生みどり幼稚園、越生保育園の未就園児事業は、未就園児とその保護者の交流の場、相談の場となっています。
- 「(1) - (2) 子育てに関する情報提供体制の充実」では、平成30年度から、満2歳の誕生日を迎えた子どもを在宅で養育している保護者に、子育て相談のきっかけをつくることを目的の一つとして在宅育児応援事業を開始しています。
- 「(2) 地域全体で子育てを支援する体制の整備」においては、学校応援団や見守りボランティア等、多くの地域の方が活動しています。また、各幼稚園や保育園、学童保育室でも、地域の方や高齢者との交流が図られています。
- 今後も、地域全体で子育てを支援していくことが求められています。

施策名	成果	方針
(1) 地域子育て支援センターの充実		
(1) 地域子育て支援センターの充実	B	B
(2) 子育てに関する情報提供体制の充実	A	A
(3) 幼稚園との連携強化	B	B
(2) 地域全体で子育てを支援する体制の整備		
(1) 学校教育と社会教育の連携強化	B	B
(2) 学校・家庭・地域の連携強化	B	B
(3) 地域全体で子育てを支援する意識の普及	B	B

② 家庭における子育て支援の充実

- 「(1) 家庭における子育ての力を高める支援の充実」においては、小中学校とも土曜授業日を利用した行事の開催を行い、父親も参加しやすい環境としています。また、中学3年生を対象に家庭科の授業において、幼稚園、保育園で「幼児とのふれあい体験」を実施しています。これらの取組を今後とも継続していきます。
- 「(2) 経済的支援の充実」においては、「(2) - (1) こどもの医療費支給事業の充実」について、対象者を18歳の年度末までとしており、町内と毛呂山町の指定医療機関で、窓口払いを廃止して、安心して医療機関に受診することができています。指定医療機関に小児科もあるため、今後も、身近なかかりつけ医を推進していきます。
- 「(2) - (2) 保育料等に関する負担軽減の充実」においては、年齢に関わらず第3子以降の児童に対して、保育料の無料化を実施し、多子世帯の経済的負担軽減となっています。また、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、3歳未満児の非課税世帯の児童と3歳以上児の保育料が無料となりました。平成29年度からは、学童保育室の保育料についても住民税非課税世帯等への減額制度を実施しています。
- 「(2) - (8) ウェルカム赤ちゃん事業」については、平成28年4月から男性不妊治療の助成を、平成29年からは不妊検査費、不育症検査費の助成を開始しています。

施策名	成果	方針
(1) 家庭における子育ての力を高める支援の充実		
(1) 家庭教育の充実	B	B
(2) 父親の育児参加の促進	B	B
(3) 「親」としての意識啓発の充実	B	B
(2) 経済的支援の充実		
(1) こどもの医療費支給事業の充実	B	B
(2) 保育料等に関する負担軽減の充実	A	B
(3) 児童手当の普及・啓発	B	B
(4) 出生祝金の支給の充実	B	B
(5) チャイルドシートの購入費一部助成事業の普及・啓発	B	B
(6) 予防接種費用の一部助成事業の普及・啓発	B	B
(7) ベビーベッド貸出事業	B	B
(8) ウェルカム赤ちゃん事業	A	B

③ 親と子の健康と福祉の充実

- 「(1) 一人ひとりに対応した母子保健の推進」においては、平成29年4月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めています。
- 「(2) 母子保健事業の充実」においては、乳幼児健康診査を年3回から年4回に回数を増やして実施しています。また、これまで行ってきた育児相談のほか助産師による相談も開始しています。さらに、町内の幼稚園、保育園に出向き食育推進のための健康教育を行うなど連携を図っています。今後も、保健師、助産師のスキルアップに努め、質的な充実を図ります。
- 「(3) 児童虐待防止対策の充実」においては、要保護児童対策地域協議会を中心に、医療、福祉、幼稚園、保育園、学校等各機関と連携して取り組んでいます。
- 「(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進」においては、経済的な支援として、医療費の助成、児童扶養手当の支給等を行っています。また、埼玉県西部福祉事務所等関係機関と連携して、相談・援助事業を行っています。
- 「(5) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援」においては、子どもの発達支援巡回相談事業を町内5施設で実施して、きめ細かな支援に努めています。
- 今後も継続して取り組むとともに、事業に携わる者の質的な充実に努めます。

施策名	成果	方針
(1) 一人ひとりに対応した母子保健の推進		
(1) 妊娠から育児までの一貫した母子保健の推進	A	A
(2) 保健・医療・福祉・教育との連携による母子保健の推進	B	B
(3) すべての子育て家庭と身近な関係となる母子保健の推進	B	B
(2) 母子保健事業の充実		
(1) 乳幼児健康診査・妊婦健康診査の充実	B	B
(2) 乳幼児健康相談の充実	A	A
(3) 乳幼児健康教育の充実	A	A
(4) 乳幼児等への訪問指導の充実	B	B
(5) 歯科保健事業の充実	B	B
(6) 小児医療の充実	B	B
(7) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策相談体制の充実	B	B
(3) 児童虐待防止対策の充実		
(1) 母子保健事業における児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応	B	B
(2) 「要保護児童対策地域協議会」の充実	B	A
(3) 学童・保育所との連携による児童虐待早期発見・早期対応の強化	B	B
(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進		
(1) ひとり親家庭等への支援の充実	B	B
(2) ひとり親家庭等に対する相談・情報提供の充実	B	B
(5) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援		
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	B	B
(2) 障がい児に対する相談・支援体制の充実	A	A
(3) 障がい児に対する福祉サービス・生活支援の充実	B	B

④ 仕事と子育ての両立支援

- 保育サービスについては、待機児童数が0人で、今後ともこの体制を維持していくことが求められています。
- 「(1)－(6) 病児・病後児保育の検討」については、保育所等での開設は、施設の改築等を伴わないと実施できないため、難しい状況です。ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児緊急サポート事業を推進していきます。サポート会員を増員することが求められています。
- 「(2) 仕事と子育てを両立するための普及啓発」においては、母子健康手帳交付時や広報おごせにより、周知・啓発をしています。今後とも継続して取り組む必要があります。

施策名	成果	方針
(1) 多様な保育サービスの充実		
(1) 保育サービスにおける待機児童数ゼロの推進	A	A
(2) 低年齢児保育の充実	B	B
(3) 時間外保育の充実	B	B
(4) 一時預かりの充実	B	B
(5) 休日保育の検討	B	B
(6) 病児・病後児保育の検討	C	B
(7) 保育所や学童保育室における障がい児の受け入れ体制の充実	B	B
(8) 学童保育室の充実	B	B
(9) 預かり保育の推進	B	B
(2) 仕事と子育てを両立するための普及啓発		
(1) 男女共同参画意識の高揚	B	B
(2) 育児・介護休業制度の周知・啓発	B	B
(3) ワーク・ライフ・バランスに基づく子育て支援の推進	B	B

⑤ 子どもの個性を生かす教育の充実

- 「(1)－(2)食育に関する授業の充実」については、栄養教諭を中心に小学校低学年から正しい食習慣について学習しています。保護者向けにも食育だより等で啓発を行っています。また、越生町の学校給食は平成29年度に、全国学校給食甲子園で日本一になりました。
- 「(1)－(3)きめ細かな教育の充実」については、中学3年生までの35人学級の実施や非常勤補助教員を配置して取り組んでいます。
- 「(1)－(8)学校評議員制度の充実」については、学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行しました。これまでの取組を継承しつつ、学校・家庭・地域が一体となった教育を実現するための組織づくりに努めることが、求められています。
- 「(2)子どもの豊かな遊びと体験の充実」においては、伝統文化の継承である子どもおはやし大会をはじめとして、様々な体験活動に取り組んでいます。
また、平成29年度から開始した「子ども大学・越生」は、毎年、たくさんの参加者があり、好評を得ています。
- 課題としては、子どもの数の減少により、子ども会の維持やスポーツ少年団の団員数の減少があげられます。

施策名	成果	方針
(1) 豊かな心と体を育む教育の充実		
(1) 教職員の指導力向上	B	B
(2) 食育に関する授業の充実	A	A
(3) きめ細かな教育の充実	A	A
(4) 幼・保・小・中連絡協議会の充実	B	B
(5) 道徳教育の充実	B	B
(6) 体力を向上できる環境の充実	B	B
(7) 児童・生徒へのカウンセリングの充実	B	B
(8) 学校評議員制度の充実	A	A
(9) 町有林を活用した体験学習の提供	B	B
(2) 子どもの豊かな遊びと体験の充実		
(1) 芸術文化活動の充実	B	B
(2) 多様な体験ができる機会の提供	A	A
(3) 様々な交流機会の充実	B	B
(4) スポーツ環境の整備	B	B

⑥ 子育て・子育てを支援する生活環境の整備

- 「(1) 安心して遊び、生活できる環境の整備」については、公園や道路の計画的な維持管理を行っています。子育て家庭にやさしい環境づくりとして、公共施設にオムツ交換台を設置しました。
- 「(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進及び環境の整備」については、幼稚園、保育園、小学校で交通安全教室や親子自転車教室、交通安全世代間交流事業等を実施して、啓発活動を行っています。また、交通安全教室では、防犯に関する啓発も行っています。
- 「(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進及び環境の整備」については、有害環境対策は書店やコンビニエンスストアの自主規制が図られているため、啓発活動は実施していません。防犯灯の整備については、LED化が計画よりも早く実施できました。また、防犯パトロール活動については、駅前防犯パトロール隊員、見守りボランティア等多くの地域の方の協力を得て実施しています。今後も、継続して取り組んでいくことが求められています。

施策名	成果	方針
(1) 安心して遊び、生活できる環境の整備		
(1) 公園の環境整備	B	B
(2) 子育て家庭にやさしい環境づくり	A	B
(3) 道路環境の整備	B	B
(4) 環境汚染対策の推進	B	B
(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進及び環境の整備		
(1) 交通安全・防犯教育の推進	B	B
(2) 「子ども110番の家」の周知	B	B
(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進及び環境の整備		
(1) 有害環境対策における教職員研修の実施	B	B
(2) 有害環境自粛のための各事業者への啓発	D	D
(3) 防犯灯等の整備	A	B
(4) 防犯パトロール活動の充実	A	B

母子保健事業の数値目標

	現況（平成 25 年度）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児健康診査	各健康診査の回数：3 回	乳児健診 3 回 1 歳 6 か月児健診 3 回 3 歳児健診 3 回	乳児健診 4 回 1 歳 6 か月児健診 3 回 3 歳児健診 3 回	乳児健診 4 回 1 歳 6 か月児健診 3 回 3 歳児健診 3 回	乳児健診 4 回 1 歳 6 か月児健診 3 回 3 歳児健診 3 回
妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票 ・ HIV 抗体検査 ・ 子宮頸がん検診 ・ 基本的な妊婦健康診査、血液検査、B 型肝炎・C 型肝炎検査 ・ HTLV-1 抗体検査 ・ 性器クラミジア検査 助成券 1 3 回	HIV：4 3 件 子宮頸がん検診：4 2 件 基本的な妊婦健康診査：4 3 件 HTLV-1：4 2 件 クラミジア：4 5 件 助成券：1 3 回分延 5 0 1 件	HIV：5 1 件 子宮頸がん検診：5 1 件 基本的な妊婦健康診査：5 1 件 HTLV-1：5 1 件 クラミジア：5 0 件 助成券：1 3 回分延 5 2 2 件	HIV：3 9 件 子宮頸がん検診：3 7 件 基本的な妊婦健康診査：3 9 件 HTLV-1：4 0 件 クラミジア：4 2 件 助成券：1 3 回分延 4 2 8 件	HIV：4 0 件 子宮頸がん検診：4 0 件 基本的な妊婦健康診査：4 0 件 HTLV-1：3 9 件 クラミジア：4 2 件 助成券：1 3 回分延 4 9 4 件
妊婦健康相談	相談人数：70 人	6 0 人	5 6 人	4 9 人	4 9 人
新生児電話相談	相談人数：63 人	5 0 人	4 6 人	3 6 人	4 3 人
育児相談	相談回数：年 33 回	年 3 3 回	年 3 2 回	年 3 2 回	年 3 2 回
こどもの発育相談	相談回数：年 3 回	年 3 回	年 4 回	年 4 回	年 5 回
ママパパ教室	実施回数：4 コース	年 3 回	年 3 回	年 2 回	年 2 回
離乳食実習	実施回数：3 回	年 3 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回
歯科保健指導（歯科 ブラッシング指導）	一人あたりのむし歯本数 ・ 1 歳 6 か月：0.12 本 ・ 3 歳児：1.37 本	一人あたりのむし歯本数 1 歳 6 か月児：0 本 3 歳児：0. 5 5 本	一人あたりのむし歯本数 1 歳 6 か月児：0. 0 4 本 3 歳児：0. 6 4 本	一人あたりのむし歯本数 1 歳 6 か月児：0. 0 8 本 3 歳児：0. 7 本	一人あたりのむし歯本数 1 歳 6 か月児：0. 0 5 本 3 歳児：0. 9 3 本
2 歳児歯科教室	実施回数：年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
思春期健康相談	随時	延 1 件	随時	随時	随時

2 計画の重点課題

ニーズ調査における町民の意見や「越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価、また本町の地域性等を踏まえ、計画の重点課題は次のとおりとします。

- (1) 地域全体で取り組む子育て支援
- (2) 多様な保育ニーズに対応
- (3) 母子保健事業の充実
- (4) 経済的支援の充実

(1) 地域全体で取り組む子育て支援

本町は、かつて地域全体で子育てを支援する意識が強く根付いていましたが、近年では、子どもの数の減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域の子育て機能の低下が指摘されています。

こうした中にあっても、地域住民による登下校の見守りや防犯パトロール活動など、地域全体で子育てを支援する取組が行われています。

今後とも、福祉部門のみならず、家庭教育、学校教育、社会教育、防犯など他分野の行政部門が連携しながら、地域全体で子育てを支援する地域づくりを推進していくことが求められています。

(2) 多様な保育ニーズに対応

本町は、保育所の入所希望者に対し、従来から待機児童を出すことなく受け入れています。今後は、保護者が安心して利用できるように質の高い保育を目指します。また、保護者の病気療養や冠婚葬祭など様々な理由による一時預かり事業や病児・病後児保育の需要に対し、ファミリー・サポート・センターの利用を促進していくことで多様なニーズに対応していくことが求められています。

(3) 母子保健事業の充実

母子保健事業については、子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めています。また、小規模自治体の強みを活かし、顔のみえる支援を行っています。

今後とも、きめ細かい支援を行っていくよう、職員のスキルアップを図り、支援体制を充実することが求められています。

(4) 経済的支援の充実

我が国の経済環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに対する経済的負担を軽減することが求められています。

本町では、こどもの医療費支給事業について、18歳年度末まで対象としているとともに町内及び毛呂山町の指定医療機関における窓口払い無料化となっております。また、多子世帯への支援として、保育料及び副食費の第3子以降無料化、出生祝金の第3子以降10万円の支給、第3子以降学校給食半額補助、学童保育室の保育料の減額を行っています。

今後ともこれらの事業を継続していくことが求められています。

第3章 基本的な視点及び理念等

1 基本的な視点

本計画の策定にあたっては、以下の3つの視点を基本として考えていきます。

(1)

子どもの育ちの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な水準のものとなるよう、子ども・子育て支援事業を進めていきます。

(2)

親としての育ちの視点

家庭は子育ての出発点です。保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向きあえる環境を整え子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていきます。

(3)

地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協同し、それぞれの役割を果たすことが重要です。地域社会全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

2 基本理念

すべての子どもが健やかに育つまち越生

子どもは生まれながらに無限の可能性をもち、未来を担う貴重な存在です。

そこで、すべての子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、子どもの個性を最大限に尊重し、その幸せに配慮することが必要です。

本計画では、こうした「子育て」への支援を重視し、各施策の取組を進めていくこととします。

また、保護者自身も親として成長していくことが大切であり、まち全体で「子育て」への支援を図っていくことが重要です。そのために、親がきちんと子育てにおける責任を果たしていけるよう安心して子育てを楽しむことができ、子育ての喜びを実感できる環境の整備を推進するとともに、「教育のまち」としての充実を図ります。

そして、子どもが「越生町で育ってよかった」、親も「このまちで子育てをしてよかった」と実感し、地域全体で子育て家庭を支えあえる魅力あるまちを目指します。

これらの取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに育っていくことのできるまち越生の実現を目指します。

3 基本方針

計画の基本理念「すべての子どもが健やかに育つまち越生」を基に、理想とする子育て社会の実現に向けて、以下6つの基本方針に基づいて各施策を進めます。

基本方針1 地域における子育て支援の充実

地域で子育てをしているすべての家庭に対して、子育ての喜びと誇りが実感できるよう、子育て支援センターを核として仲間づくりを進めるとともに、学校、家庭、地域が連携し、地域全体で子育てを支援する体制を整備します。

基本方針2 家庭における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任を有する「親」としての育ちを支援するため、家庭教育の充実や、家庭における子育ての力を高める取組を推進します。また、こどもの医療費支給事業をはじめ、経済的支援の充実を図ります。

基本方針3 親と子の健康と福祉の充実

子どもの生まれながらに持つ個性や能力を育み、健やかに成長していくことができるよう、子育て世代包括支援センターを中心に、個々の子育て家庭と身近な関係に基づくきめ細かな母子保健サービス、相談体制の充実を推進します。そして、児童虐待の防止に努めます。また、ひとり親家庭、障がいや発達に遅れのある子どもへの支援の充実を図ります。

基本方針4 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立ができるよう、低年齢児保育や病児・病後児保育、一時預かりなど多様な保育サービスの充実を図ります。また、産後の休業や育児休業の取得など、子育て家庭に対する事業主の理解を深めるとともに、男女共同参画意識の高揚を進めます。

基本方針5 子どもの個性を生かす教育の充実

本町の高い教育力を今後とも継続し、「知育・徳育・体育」の均整のとれた教育と環境の整備を進め、「教育のまち」としての充実を図ります。また、子どもが「越生町で育ってよかった」という愛着を持ちながら成長できるよう、芸術文化活動や地域における交流活動など、子どもの豊かな体験と遊びの機会の提供を図ります。

基本方針6 子育て・子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した快適でゆとりのある生活環境の整備を推進していくとともに、安全に安心して暮らすことができるように、関係機関や団体等の連携を図り、交通安全の確保並びに防犯体制の強化を目指します。また、大気汚染をはじめとする環境汚染に対し、緊急時の措置対応や、健康被害の状況等の把握などを行い、県及び関係機関と連携を図ります。

第4章 具体的な計画の内容

第1節 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育の見込量及び確保方策

(1) 1号及び2号認定

【事業の概要】

1号認定は、子どもが満3歳以上で教育を希望する場合に該当し、幼稚園または認定こども園の利用対象者となります。

2号認定は、子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所または認定こども園の利用対象者となります。

ただし、2号認定であっても幼稚園を希望する場合は教育ニーズ(幼稚園利用者)として見込み量を算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

現在、町内には、幼稚園が1か所、認可保育所が2か所あります。教育・保育の提供体制は、現行体制で足りうるものと考えられます。

今後とも引き続き待機児童を発生させないようにするとともに、教育・保育内容の質の向上に努め、子育てをしている方が安心して働くことができる環境づくりに努めます。

(実人数)

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
見 込 量	1号認定	人	55	50	45	45	45	
	2号認定	人	100	95	85	85	85	
		教育ニーズ	人	5	5	5	5	5
		保育ニーズ	人	95	90	80	80	80
確 保 方 策	特定教育・保育施設	人	155	155	155	155	155	
	1号認定	人	60	60	60	60	60	
		2号認定	人	95	95	95	95	95
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0	

(2) 3号認定

【事業の概要】

3号認定は、子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所・認定こども園のほか地域型保育、認可外保育施設の利用対象者となります。

【町の状況及び確保の方策等】

低年齢児の保育需要は高い傾向にあり、0歳児、1歳児については、年度末に向けて需要が増えていくことが特徴となっています。

今後とも、育児休業後に円滑に保育所等の利用ができるよう確保に努めます。

① 0歳児

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人	10	10	10	10	10
確保方策	人	10	10	10	10	10
	特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

② 1歳児・2歳児

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人	50	50	50	50	50
確保方策	人	50	50	50	50	50
	特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策

(1) 時間外保育事業

【事業の概要】

時間外保育事業は、午後6時以降の保育を行う事業の見込み量として、0～5歳のうち保育の必要のある乳幼児を対象に算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

時間外保育事業は認可保育所2か所で午後7時まで実施しています。ニーズ調査(就学前児童調査)では、午後7時以降の希望としては、午後7時30分までが3.5%、午後8時までが2.0%となっていますが、当面は現体制を維持しつつ、需要の動向を注視していきます。

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人数(人)	15	15	15	15	15
確保方策	人数(人)	15	15	15	15	15
	施設数(か所)	2	2	2	2	2

(2) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者が疾病、その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。

見込み量は、0～5歳のすべての乳幼児を対象に算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

ニーズ調査(就学前児童調査)では子育て短期支援事業のニーズは見られません。夜間のニーズが発生した場合にも、ファミリー・サポート・センターで対応が可能であり、今後、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ることで対応していきます。

(年間延べ人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、すべての子育て家庭を地域で支える取組として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。

見込み量は、0歳～5歳のすべての乳幼児を対象に算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

本町では、山吹保育園敷地内に「越生町子育て支援センターすくすく」を設置しています。各種イベントや園庭開放、出前保育等を行っています。現行事業を継続するとともに更なる内容の充実を図ります。

(月当たり延べ回数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	延べ回数(回)	250	240	230	230	220
確保方策 (か所)	地域子育て支援 拠点事業(か所)	1	1	1	1	1
	その他(か所)	0	0	0	0	0

(4) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

【事業の概要】

一時預かり事業は、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）のほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）があります。

このうち子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等でお預かりする事業のうち泊まりを含まない事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【事業の概要】

幼稚園における在園児が通常の時間を超えて利用する、いわゆる「預かり保育」のニーズです。

見込み量は、幼稚園在園児を対象に算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

町内幼稚園で1か所実施しており、今後とも現体制を継続して実施していきます。

(年間延べ人数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人日）	1,520	1,510	1,500	1,490	1,490
1号認定	320	310	300	290	290
2号認定	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策					
述べ人数（人日）	1,520	1,510	1,500	1,490	1,490
施設数（か所）	1	1	1	1	1

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【事業の概要】

0～5歳の乳幼児のうち前記①のニーズを除く、冠婚葬祭などの社会的な理由やリフレッシュなど私的理由により発生する一時預かりのニーズです。

見込み量は、0～5歳の乳幼児のうち幼稚園在園児を除く乳幼児を対象に算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

保育所での一時預かりについては、私立保育園では保護者のリフレッシュ目的も可能なサービスとして4か月児～未就学児を対象に実施しています。一方、公立保育園では保護者の社会的理由に対応したサービスとして3歳児～未就学児を対象に実施しています。

今後は、公立保育園におけるリフレッシュ目的の受け入れ及び低年齢児の受け入れについて検討します。

ファミリー・サポート・センターについては、令和元年10月末現在、サポート会員が12人、利用会員が47人となっています。今後も、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるよう制度の普及に努めます。

(年間延べ人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
見込量	延べ人数（人日）	165	165	150	150	150	
	一時預かり	110	110	100	100	100	
	ファミリー・サポート・センター	55	55	50	50	50	
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0	
確保 方策	一時 預かり	延べ人数（人日）	110	110	100	100	100
		施設数（か所）	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・ センター（人日）	55	55	50	50	50	
	トワイラ イトステ イ	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0

(5) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）

【事業の概要】

病児・病後児保育については、現在、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

見込み量は0～5歳の乳幼児のうち教育・保育を利用する幼児を対象に算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児緊急サポート事業の利用を促進していきます。

(年間延べ人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
見込量	延べ人数（人日）	10	10	5	5	5	
	病後児保育事業	0	0	0	0	0	
	ファミリー・サポート・センター事業	10	10	5	5	5	
確保 方策	病後児 保育事業	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0
	ファミリー・ サポート・ センター事業	延べ人数（人日）	10	10	10	10	10
		施設数（か所）	1	1	1	1	1

(6) 子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児童のみ）

【事業の概要】

子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、就学児童による利用の見込み量を算定したものです。

【町の状況及び確保の方策等】

ファミリー・サポート・センターについては、令和元年10月末現在、サポート会員12人、利用会員47人となっています。今後も保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるよう制度の普及に努めます。

(年間延べ人数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人日）	45	45	40	40	35
確保方策（人日）	45	45	40	40	35

(7) 利用者支援事業

【事業の概要】

利用者支援事業は、子どもや保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

このうち基本型は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、寄り添い型の支援をするものを、特定型は主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するものを、母子保健型は妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターのことをいいます。

【町の状況及び確保の方策等】

今後も引き続き、基本型、母子保健型（子育て世代包括支援センター）を実施し、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

(か所数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量 (か所)		2	2	2	2	2
確保方策	基本型 (か所)	1	1	1	1	1
	特定型 (か所)	0	0	0	0	0
	母子保健型 (か所)	1	1	1	1	1

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭を保健師が全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、情報提供を行うとともに、養育環境等の把握を行い、必要に応じて適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【町の状況及び確保の方策等】

今後も引き続き、保健師による訪問相談支援を行い、育児不安の解消、子育てに関する情報提供に努めます。

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量 (人)		45	45	40	40	40
確保方策 (人)		45	45	40	40	40

(9) 養育支援訪問事業／要保護児童支援事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し、指導助言等を行う事業です。

要保護児童支援事業は、保護が必要な児童等の家庭に対して、要保護児童対策地域協議会により支援を行う事業です。

【町の状況及び確保の方策等】

今後も引き続き、保健師による訪問相談支援を行い、要保護児童対策地域協議会と連携し、育児不安の解消、虐待防止に努めます。

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量 (人)	養育支援訪問事業	5	5	5	5	5
	要保護児童支援事業	15	15	15	15	15
確保方策 (人)	養育支援訪問事業	5	5	5	5	5
	要保護児童支援事業	15	15	15	15	15

(10) 妊婦健康診査

【事業の概要】

妊婦健康診査については、妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健診を行う事業で、健診にかかる費用の一部(14回)を町が助成しています。

母子健康手帳と同時に妊婦健康診査助成券を発行し、費用の一部(助成券に掲載された金額分)を助成します。

【町の状況及び確保の方策等】

今後も引き続き公費負担による健康診査を実施し、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう努めます。

(年間延べ回数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	540	540	480	480	480
確保方策(人)	540	540	480	480	480

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、主に日中保護者が家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

【町の状況及び確保の方策等】

保育を希望する児童が入所できるように、今後も引き続き2か所（3支援単位）で実施していきます。

(実人数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人）	115	110	100	85	75
1～3年生	90	90	75	60	55
4～6年生	25	20	25	25	20
確保方策（人）					
登録児童数（人）	115	110	100	85	75
施設数（か所）	2	2	2	2	2
支援単位数（か所）	3	3	3	3	3

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況に勘案して、教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用等又は施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用等を助成する事業です。

【町の状況及び確保の方策等】

幼児教育・保育無償化にあわせて開始した事業です。今後も引き続き実施していきます。

(実人数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人）	5	5	5	5	5
確保方策（人）	5	5	5	5	5

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

乳幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。そのため、子どもの発達に応じたより質の高い教育・保育の提供の確保を図ります。また、園庭開放等により、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実に努めます。

幼稚園・保育所の機能を併せ持つ認定こども園の利用希望は、ニーズ調査（就学前児童調査）結果では、9.3%で、幼稚園（34.0%）、認可保育所（57.1%）に比べて少ない状況にありますが、今後のニーズ動向を注視しながら、町内事業者と連携し、検討していきます。

また、合同園長会の開催等により、幼稚園・保育所の連携を強化するとともに、円滑に小学校に就学できるよう、幼稚園・保育所と小学校の連携を強化します。

4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町では、育児休業後の保育ニーズに対し、柔軟な対応が可能となっています。ニーズ調査（就学前児童調査）の結果においても、育児休業を取得した人のうち、63.9%の人が希望どおり復帰できており、希望どおりでないと回答した33.7%の人は、希望する保育園に入るためや人事異動や業務の節目に合わせるためなどの理由が多くなっています。

今後とも、乳幼児の保護者が産前・産後休業や育児休業後に希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に0歳児の子どもの保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育児休業後からの保育サービスを希望する人が円滑に利用できる環境を整備します。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策については、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営とともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携により、発生の予防、早期発見、早期対応に努めます。

母子家庭及び父子家庭等の自立支援については、保育の優先利用等の施策を推進するほか、埼玉県が実施する事業と連携し推進します。

障がい児への支援については、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談や療育、教育・保育ができるよう、体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、支援の充実に努めます。

子どもの貧困対策については、各事業や相談のなかで状況を把握し、必要に応じ各種手当の申請や埼玉県生活困窮者自立支援制度の活用等、関係機関と連携し、貧困の連鎖を防ぐように努めます。

6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

ニーズ調査（就学前児童調査）の結果によると、一日の生活時間において、家事（育児）時間を優先したいと希望する人の割合は、71.3%であるのに対し、現実には51.9%にとどまっており、希望と現実の乖離が大きくなっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が不可欠です。そのため、国、県と連携し、社会全体の運動として展開されるよう努めます。

また、関係機関・団体等と連携し、関係法律や好事例の情報収集を進めます。

第2節 総合的な子育て支援施策の展開

1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域子育て支援センターの充実

施策名	施策の内容
(1) 地域子育て支援センターの充実 (子育て支援課)	○地域子育て支援センターの事業内容の充実を図り、身近な地域における仲間づくりを進めます。
(2) 子育てに関する情報提供体制の充実 (子育て支援課)	○地域子育て支援センター事業や公民館活動、その他乳幼児の子育てに関する情報提供体制の充実を図ります。

(2) 地域全体で子育てを支援する体制の整備

施策名	施策の内容
(1) 幼稚園・保育園との連携強化 (子育て支援課)	○幼稚園・保育園での未就園児事業は、未就園児への子育て支援において重要な役割を果たしています。幼稚園・保育園と関係機関との連携を強化し、町全体としての子育て支援機能の強化を図ります。
(2) 学校教育と社会教育の連携強化 (生涯学習課)	○「梅の里おごせ子どもサポート事業」では、学校を通じて参加者を募集していることから、毎回、多くの子どもたちの参加を得ることができています。 ○今後は、事業の計画段階から学校の参加を進めるなど、学校教育と社会教育の連携を強化していきます。
(3) 学校・家庭・地域の連携強化 (学務課、生涯学習課)	○現在、保護者や地域住民による学校行事への協力や、登下校を一緒に歩いていただくなどの活動を行う学校応援団などの取組が行われています。 ○今後とも、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するため、学校応援団の充実に努めます。
(4) 地域全体で子育てを支援する意識の普及 (子育て支援課、生涯学習課、社会福祉協議会)	○見守りボランティアの増員、地域支え合いサービス事業の普及、子どもの一時預かりなど、地域住民による子育て支援活動を充実します。 ○幼稚園・保育園、学童保育室での高齢者との交流、イベントでの昔遊びの指導など、多世代交流を実施していきます。 ○子どもと地域の大人があいさつできる地域づくりを進めます。
(5) 利用者支援事業の推進 (産業観光課、子育て支援課)	○満1歳の誕生日を迎えたお子さんに祝品を支給し、満1歳の誕生日を地域全体で祝福します。また、祝品にはウッドスタートとして越生町の木材「西川材」を使用します。 ○満2歳の誕生日を迎えたお子さんを在宅にて子育てしている家庭に、訪問して絵本を手渡し、地域とのつながりを持てるきっかけとなるよう支援します。

2 家庭における子育て支援の充実

(1) 家庭における子育ての力を高める支援の充実

施策名	施策の内容
(1) 家庭教育の充実 (生涯学習課、子育て支援課)	○幼稚園・保育園においては、園だよりの発行の他、子育て相談等を実施し、日常のかかわりの中で家庭教育の重要性を伝えています。 ○小学生・中学生のいる家庭を対象に「PTA家庭教育学級」や「子育て講演会」を開催するとともに、より多くの保護者が参加できるよう、周知方法等の改善に努めます。
(2) 「親」としての意識啓発の充実 (子育て支援課、健康福祉課、学務課、生涯学習課)	○子育ての第一義的な責任を有する「親」としての意識を高めるため、町ホームページや広報紙等により啓発活動を行います。 ○幼稚園・保育園、学校、学童保育室をはじめ、母子保健事業、生涯学習事業等、様々な事業において、親育ちの視点を取り入れていきます。

(2) 経済的支援の充実

施策名	施策の内容
(1) こどもの医療費支給事業の推進 (子育て支援課)	○支給対象年齢を18歳年度末までとしています。また、町内及び毛呂山町の指定医療機関において窓口払い無料化を実施しています。今後も継続して実施していきます。
(2) 保育料等に関する負担軽減の充実 (子育て支援課)	○令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳の子どもの保育料と、0歳から2歳の非課税世帯の子どもの保育料が無償となりました。更に、第3子以降の保育料無料を継続します。 ○無償化に伴い、副食費が保護者負担となりましたが、副食費についても、第3子以降無料化を実施していきます。 ○学童保育室保育料についても非課税世帯等の減額を実施していきます。
(3) 児童手当の普及・啓発 (子育て支援課)	○児童手当の対象となる世帯が確実に利用できるような制度の普及・啓発に努めます。
(4) 出生祝金の支給の充実 (子育て支援課)	○出生祝金支給事業は、出生を祝福するとともに、その健やかな成長を祈念し、第1子は10,000円、第2子は30,000円、第3子以降は100,000円支給します。
(5) チャイルドシートの購入費一部助成事業の普及・啓発 (子育て支援課)	○チャイルドシート購入費の一部助成事業は、10,000円を限度として、チャイルドシート購入費の一部助成を実施しています。事業の普及・啓発に努めます。

(6) ベビーベッド貸出事業 (子育て支援課)	○乳児の保護者に対し、6か月以内（満1歳に達する日まで延長可）、無料でベビーベッドを貸し出します。
(7) 予防接種費用の一部助成事業の普及・啓発 (健康福祉課)	○インフルエンザ予防接種、おたふくかぜ予防接種、大人の風しん予防接種の費用の一部助成を実施しています。事業の普及・啓発に努めます。
(8) ウェルカム赤ちゃん事業 (健康福祉課)	○特定不妊治療、男性不妊治療の費用の一部を助成します。また、不妊検査費、不育症検査費の助成も実施しています。制度の普及・啓発に努めます。
(9) 新生児聴覚検査費用助成事業 (健康福祉課)	○新生児期の入院中または外来で実施した聴覚検査費用のうち、5,000円を上限に助成します。
(10) 産後健診推進事業 (健康福祉課)	○産後おおむね1か月頃に行う産後健診を受けたものに対し、1人につき1回5,000円を上限に助成し、産後の健康管理をサポートします。
(11) 妊婦タクシー利用料金助成事業 (健康福祉課)	○妊婦に対し、1回の乗車につき1枚（初乗り運賃相当額）、28枚を上限に、妊婦タクシー利用券を交付します。
(12) 英語検定受験料半額助成事業 (学務課)	○町立小・中学校を準会場として英語検定を受験した小学3年生から中学3年生までの児童生徒に年1回、受験料の半額を助成します。
(13) 第3子以降学校給食半額補助事業 (学務課)	○町立小・中学校に同時に在籍している第3子以降の給食費の半額を補助します。

3 親と子の健康と福祉の充実

(1) 一人ひとりに対応した母子保健の推進

施策名	施策の内容
(1) 子育て世代包括支援センターの充実 (健康福祉課)	○保健・医療・福祉・教育と連携を図りながら、妊娠、出産、育児と一貫した母子保健体制を確立しており、今後とも、この体制の充実を目指します。
(2) 保健・医療・福祉・教育との連携による母子保健の推進 (健康福祉課)	○幼稚園・保育園との情報交換をするための「母子保健関係者連絡会」をはじめ、地域子育て支援センターとの連携を強化します。 ○学校保健との連携についても、養護教諭と情報交換を随時行います。
(3) すべての子育て家庭と身近な関係となる母子保健の推進 (健康福祉課)	○すべての出生児を対象に訪問相談・指導を実施しています。今後とも一人ひとりの状態に応じた継続的な支援を行っていきます。

(2) 母子保健事業の充実

施策名	施策の内容
(1) 乳幼児健康診査・妊婦健康診査の充実 (健康福祉課)	○乳幼児健康診査では、子どもの健やかな成長のために、疾病の早期発見や発育・発達の確認、育児などの相談支援を実施しています。また、妊婦健康診査については、14回の助成券の交付を行っています。 ○管理栄養士・保健師の確保・研修の強化などマンパワーの量的・質的な充実に努めます
(2) 乳幼児健康相談の充実 (健康福祉課)	○「妊婦健康相談」、「新生児電話相談」、「育児相談」などにおける相談・支援を実施していきます。 ○今後も引き続き、保健センター内のみでなく子育て支援センター内での育児相談も継続し、連携を図ります。
(3) 乳幼児健康教育の充実 (健康福祉課)	○「ママパパ教室」や「離乳食実習」、「わくわく栄養講座」などにおいて、食育の推進をはじめとした教育の充実及び健康づくりを図ります。
(4) 乳幼児等への訪問指導の充実 (健康福祉課)	○「妊産婦訪問指導」や「新生児・乳幼児訪問指導」、「未熟児訪問指導」を実施し、保健・医療・福祉との連携を図りながら、きめ細かな訪問指導を行います。
(5) 歯科保健事業の充実 (健康福祉課)	○乳幼児期のむし歯は身体・精神面へ悪影響を及ぼすおそれがあるため、今後も歯科検診、歯科保健指導、歯科教室等の充実を図ります。

<p>(6)小児医療の充実</p> <p>(健康福祉課)</p>	<p>○近隣市町村及び関係機関との連携の下、病院群輪番方式による救急医療体制を継続的に確保します。また、救急電話相談#7119の普及啓発に努めます。</p>
<p>(7)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策相談体制の充実</p> <p>(健康福祉課、学務課)</p>	<p>○思春期保健は、学校保健活動の中で行われているため、今後、学校を中心に生命の尊さや性に関する教育、飲酒・喫煙・薬物に関する正しい知識の指導の充実を目指します。</p> <p>○相談に関する専門的知識の向上を図るため、相談支援に関わる職員や保健師等の資質の向上に努めます。</p>

主な事業名	現況（平成30年度）	目標（令和6年度）
乳幼児健康診査	乳児健康診査の回数：4回 1歳6か月児健康診査の回数：3回 3歳児健康診査の回数：3回	乳児健康診査の回数：4回 1歳6か月児健康診査の回数：3回 3歳児健康診査の回数：3回
妊婦健康診査	受診票・助成券：14回 延べ534件 ・HIV抗体検査：40件 ・子宮頸がん検診：40件 ・HTLV-1抗体検査：39件 ・性器クラミジア検査：42件	助成券：14回 ・HIV抗体検査 ・子宮頸がん検診 ・HTLV-1抗体検査 ・性器クラミジア検査
妊婦健康相談	相談人数：49人	随時
新生児電話相談	相談人数：43人	随時
育児相談	相談回数：年32回	相談回数：年32回
こどもの発育相談	相談回数：年5回 (臨時1回含む)	相談回数：年4回
ママパパ教室	実施回数：年2回	実施回数：年2回
離乳食実習	実施回数：年4回	実施回数：年4回
歯科保健指導（歯科ブラッシング指導）	一人あたりのむし歯本数 ・1歳6か月児：0.05本 ・3歳児：0.93本	一人あたりのむし歯本数 ・1歳6か月児：0.05本 ・3歳児：0.8本
2歳児歯科教室	実施回数：年2回	実施回数：年2回
思春期健康相談	随時	随時

(3) 児童虐待防止対策の充実

施策名	施策の内容
(1) 子育て世代包括支援センターにおける児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応 (健康福祉課)	○保護者の育児不安の解消等を図るため、子育て世代包括支援センターを通じて、保護者への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点から、妊娠期からの継続した支援の充実に努めます。
(2) 子育て相談の充実 (子育て支援課)	○利用者支援事業をはじめ、子育て全般の相談を受け付けて、育児不安の解消に努め、必要に応じて専門機関等につなげます。
(3) 子どもの権利擁護の推進 (健康福祉課、子育て支援課、学務課)	○体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が深まるように、子育て世代包括支援センター等関係機関や、幼稚園、保育園、学校により普及啓発活動を行います。
(4) 「要保護児童対策地域協議会」の充実 (子育て支援課)	○地域の関係機関が情報の収集、共有により支援を協議する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要対協調整担当者を配置して適切な支援に努めています。 ○児童相談所の専門性や権限を要する場合に、児童相談所に適切に援助を求める等、関係各機関と相互に協力して連携の強化を図ります。
(5) 幼稚園・保育園、学校との連携による児童虐待早期発見・早期対応の強化 (子育て支援課、学務課)	○児童虐待が疑われるケースは幼稚園・保育園、学校で発見されることが多いため、速やかに連絡・通報が受けられるよう連携の充実に努めます。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策名	施策の内容
(1) ひとり親家庭等への支援の充実 (子育て支援課)	○医療費の自己負担分の助成や児童扶養手当の支給、保育所への優先入所、町営住宅への優先入居等を行っていきます。 ○医療費の助成は経済的負担の一部を軽減するものであるため、今後、経済的負担をさらに軽減するための制度の充実を国・県に要望していきます。
(2) ひとり親家庭等に対する相談・情報提供の充実 (子育て支援課)	○ひとり親家庭等の様々なニーズに対応するため、関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。 ○就業支援については、埼玉県西部福祉事務所の就業支援専門員との連携に努めます。

(5) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

施策名	施策の内容
<p>(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実</p> <p>(健康福祉課)</p>	<p>○障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療育を推進していくため、各種健康診査やこどもの発育相談等の充実を図ります。</p> <p>○また、子どもの健全な発達を支援するため、未熟児医療や自立支援医療（育成医療）の給付のほか、保健・医療・福祉・教育関係機関の連携を強化します。</p>
<p>(2) 障がい児に対する相談・支援体制の充実</p> <p>(健康福祉課)</p>	<p>○障がいや発達に遅れのある児童一人ひとりの具体的な状況を把握し、きめ細かな相談・支援を推進します。</p> <p>○発達が気になる子どもへの早期支援を推進するため、幼稚園・保育園等にて保育士等に助言・指導を行う「発達支援巡回事業」を実施していきます。</p>
<p>(3) 障がい児に対する福祉サービス・生活支援の充実</p> <p>(健康福祉課)</p>	<p>○障がいや発達に遅れのある児童一人ひとりに応じた援護を行うため、「越生町障がい者計画・越生町障がい福祉計画・越生町障がい児福祉計画」に基づき、各種事業を実施します。</p> <p>○育児相談等によりフォローアップの必要な子どもに個別対応していきます。</p>

4 仕事と子育ての両立支援

(1) 多様な保育サービスの充実

施策名	施策の内容
(1) 保育サービスにおける待機児童数ゼロの推進 (子育て支援課)	○保育所入所については、待機児童なしの状況が継続しています。今後とも引き続き待機児童を発生させないようにするとともに、保育の質の向上に努め、子育てをしている方が安心して働くことができる環境づくりに努めます。
(2) 低年齢児保育の充実 (子育て支援課)	○現在、低年齢児保育を町立越生保育園では生後6か月から、私立山吹保育園では生後4か月から実施しています。今後とも、育児休業後に円滑に利用できるよう確保に努めます。
(3) 時間外保育の充実 (子育て支援課)	○時間外保育事業は認可保育所2園で午後7時まで実施しています。ニーズ調査（就学前児童調査）では、午後7時以降の希望としては、午後7時30分までが3.5%、8時までが2.0%の状況ですが、当面は現体制を維持しつつ、需要の動向を注視していきます。
(4) 一時預かりの充実 (子育て支援課)	○保育所での一時預かりについては、山吹保育園では保護者のリフレッシュ目的も可能なサービスとして4か月児～未就学児を対象に実施しています。一方、越生保育園では保護者の社会的理由に対応したサービスとして3歳児～未就学児を対象に実施しています。今後は、越生保育園におけるリフレッシュ目的の受け入れ及び低年齢児の受け入れについて検討します。
(5) 休日保育の検討 (子育て支援課)	○現在、越生保育園では土曜日の午後1時までの保育を実施し、山吹保育園では土曜日の午後5時までの保育を実施しています。今後、ニーズの動向を注視しながら、越生保育園における土曜日の保育時間の延長について検討します。
(6) 病児・病後児保育の推進 (子育て支援課)	○ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児緊急サポート事業を周知し、利用を促進します。
(7) 保育所や学童保育室における障がい児の受け入れ体制の充実 (子育て支援課)	○障がいのある子どもに対し、保育所や学童保育室の受け入れ体制を整備するとともに、保育士や職員の資質向上を目指します。
(8) 学童保育室の充実 (子育て支援課)	○学童保育を必要とするすべての児童に、学童保育が提供できるよう努めます。 ○保育指導の質的向上を図るため、学童保育室の支援員に対する研修を行います。 ○ニーズ調査を踏まえ、平日の利用時間の延長について検討します。
(9) 預かり保育の推進 (子育て支援課)	○幼稚園の通常の教育時間終了後も引き続き、家庭的な雰囲気の中で園児を預かることができる「預かり保育」の実施を推進します。

(2) 仕事と子育てを両立するための普及啓発

施策名	施策の内容
<p>(1) 男女共同参画意識の高揚 (総務課)</p>	<p>○越生町女（ひと）と男（ひと）の情報誌「ハンド＆ハンド」の発行により、父親の育児参加など男女共同参画に関する情報を幅広く提供することで町民の意識啓発を進めます。 ○男女共同参画に関する講演会やセミナーを通じて、仕事と子育ての両立を普及、啓発します。 ○「越生町男女共同参画プラン」の推進を図るため、男女共同参画に関する情報収集をします。</p>
<p>(2) 育児・介護休業制度の周知・啓発 (産業観光課、子育て支援課)</p>	<p>○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように育児・介護休業制度の周知・啓発を促進します。</p>
<p>(3) ワーク・ライフ・バランスに基づく子育て支援の推進 (産業観光課、子育て支援課)</p>	<p>○働きながら子育てをしていくために、事業主に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てに対する理解と協力を啓発します。</p>

5 子どもの個性を生かす教育の充実

(1) 豊かな心と体を育む教育の充実

施策名	施策の内容
(1) 教職員の指導力向上 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○教員の指導技術等の向上を目指した研修を定期的 に実施し、指導力の向上に努めます。 ○各校内で実施される研修と連携しながら、さらなる 研修の充実に努めます。
(2) 食育に関する授業の充実 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○給食委員会の活動、家庭科や保健体育の授業を通 じて、正しい食習慣の形成などについて啓発活動 を行っていきます。 ○また、養護教諭や栄養教諭による正しい食習慣の 形成等についての指導、啓発に努めます。
(3) きめ細かな教育の充実 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○個に応じた指導により子どもたちが確かな学力を 身につけられるよう、各小・中学校に学習支援員 等の非常勤補助教員を配置し、きめ細かな指導体 制を整備するとともに、指導方法及び指導形態の 工夫・改善に努めます。
(4) 幼・保・小・中連絡協議 会の充実 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を図るた めの連絡会議を開催し、情報の共有化による一貫 した支援体制の充実に努めます。
(5) 道徳教育の充実 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○町が独自に作成した「3つの$\text{\textcircled{あ}}$」※を普及すると ともに、学校の授業や家庭、地域の教育活動全体 を通して道徳教育の充実に努めます。
(6) 体力を向上できる環境の 充実 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○体力向上推進委員会を組織し、授業研究を通して 児童・生徒一人ひとりの体力向上を図ります。
(7) 児童・生徒へのカウンセ リングの充実 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒適応指導、不登校児童・生徒の自 立と学校生活への適応を図り、不登校を解消でき るように指導、支援していきます。 ○スクールカウンセラーの来校、さわやか相談員、 スクールソーシャルワーカーを越生中学校に配置 しており、生徒への個別面談を行うとともに、小 学校から中学校へと円滑に進めるように、小学校 との連携を強化します。 ○すべての教員が児童・生徒に対して適切な対応が とれるよう、小・中学教員へのカウンセラーの資 格（初級・中級・上級）取得を進めます。
(8) 学校運営協議会制度の充 実 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度から学校運営協議会制度を本格的に実 施しています。学校、家庭、地域が一体となった 教育を実現するための組織づくりに努めます。
(9) 町有林を活用した体験学 習の提供 (産業観光課、学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○森林とふれあう機会の少なくなった子どもたちに 里山を身近な学びの場として提供するため、町有 林の管理を行い、学習環境づくりに寄与します。

※「3つの $\text{\textcircled{あ}}$ 」とは、「あいさつ」、「あしもと（の整頓）」、「あとしまつ」のこ
とをいいます。

(2) 子どもの豊かな遊びと体験の充実

施策名	施策の内容
(1) 芸術文化活動の充実 (生涯学習課)	○青少年の豊かな心を育むため、芸術文化とふれあう機会の充実に努め、文化活動の促進と地域に根ざした文化継承が図られるように支援します。
(2) 多様な体験ができる機会の提供 (学務課、生涯学習課)	○地域の方を講師に招聘し、6分野12講座からなる「越生子ども未来大学」を開設し、越生町の教育資源を活用し、様々な体験活動を通して、科学的思考や芸術性の素地を伸ばします。 ○子どもの創造性や好奇心を養うため、様々な体験講座の内容等を検討し、参加者の増加を図ります。 ○放課後子供教室について、検討します。
(3) 様々な交流機会の充実 (生涯学習課)	○子ども会やスポーツ少年団、ジュニアリーダーの活動を通して、地域的な交流機会の充実に努め、子どもたちの自主性や協調性、心豊かな青少年の健全育成を目指します。 ○体育館を学校教育の管理運営に支障がない範囲で開放し、体育の普及や健康の保持増進、その他の社会体育活動の向上を図ります。
(4) スポーツ環境の整備 (生涯学習課)	○地域において、子どもがスポーツや外遊びを通じて体を動かすことができる機会を提供し、生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境の整備を推進します。

6 子育て・子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安心して遊び、生活できる環境の整備

施策名	施策の内容
(1) 公園の環境整備 (まちづくり整備課、 産業観光課)	○公園の維持管理を計画的に実施し、子どもたちが安心してのびのびと遊べるように遊具等の点検や管理を行います。
(2) 子育て家庭にやさしい環 づくり (まちづくり整備課、 健康福祉課)	○公共施設については建設・改修にあわせ、親子に配慮したトイレ等の改修など、子どもと子育てに配慮した快適でゆとりある環境の整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れるよう配慮していきます。 ○町民や民間施設などへのバリアフリーに関する意識啓発に努めます。
(3) 道路環境の整備 (まちづくり整備課)	○保護者が子どもと一緒に安心して外出できる安全な道路環境の創出を目指し、危険箇所の改修及び防護柵等の設置を推進します。
(4) 環境汚染対策の推進 (まちづくり整備課、 学務課、子育て支援課)	○PM2.5や光化学スモッグ警報が発令された場合は、速やかに関係機関に連絡し、防災行政無線で周知します。 ○給食の食材の放射性物質検査を実施していきます。

(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進及び環境の整備

施策名	施策の内容
(1) 交通安全・防犯教育の推 進 (総務課、学務課)	○子どもを交通事故から守るため、警察、幼稚園、保育園、学校、関係団体等との連絡・協力を強化し、交通安全教室の充実を図ります。 ○正しい自転車の乗り方についての体験学習や交通安全指導などを行い、交通安全の啓発を促します。 ○子どもを犯罪から守るため、防犯知識の普及と啓発を実施していきます。 ○小学校6年生全員に卒業記念品として、通学用ヘルメットを給付していきます。
(2) 「子ども 110 番の家」の 周知 (生涯学習課)	○登下校時などに子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むための「子ども 110 番の家」の理解と周知を図り、子どもの安全確保に努めます。

(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進及び環境の整備

施策名	施策の内容
(1) 有害環境対策における教職員研修の実施 (学務課)	○学校において適切な情報教育を行うため、コンピューター活用委員の職員を中心に情報モラルに関する職員研修を実施します。
(2) SNS等の安全・安心な利用の啓発 (学務課、生涯学習課)	○子どもがインターネット等の利用に際して、事件や犯罪にまきこまれないよう、保護者及び子どもに対して安全・安心な利用の啓発を実施します。
(3) 防犯灯等の整備 (まちづくり整備課)	○夜間における犯罪の防止と通行の安全を守るため、地域の状況を踏まえた防犯灯等の整備を推進します。
(4) 防犯パトロール活動の充実 (総務課、社会福祉協議会)	○子どもを犯罪から守るため、各地区の自主防犯組織を育成していくとともに、駅前防犯パトロール隊の活動を支援していきます。 ○見守りボランティアによる登下校時の見守りを地域各所で実施していきます。 ○町職員による下校時の防犯パトロールを実施していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「すべての子どもが健やかに育つまち越生」を目指し、子ども・子育て支援の関係機関及び町内関係各課と連携して横断的に施策に取り組むとともに、住民の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施や推進を図ります。

2 点検・評価

本計画の進捗状況を点検・評価することが重要となります。このため、各年度において、越生町子ども・子育て会議にて、計画（Plan）の目的を達成するために、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

資料編

1 策定体制

越生町子ども・子育て会議設置要綱

越生町次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱（平成18年要綱第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 子ども・子育て支援に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、越生町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- （1） 越生町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2） 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- （3） 越生町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- （4） その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（組織）

第3条 会議は、15人程度をもって組織する。

2 委員は、関係協力団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員等で組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の会務を総理する。

3 委員長は、委員の中から副委員長1人を指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

4 委員長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

（実務者連絡会の設置）

第7条 実務者連絡会として、子ども・子育て実務者連絡会（以下「実務者連絡会」という。）を設置する。

2 実務者連絡会は、第2条に定める事項について、協議及び検討するものとする。

3 実務者連絡会は、関係協力団体の代表者をもって充てる。

（庶務）

第8条 会議及び実務者連絡会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町子ども・子育て会議設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

越生町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年12月12日～平成31年3月31日

番号	区分	所属	役職等	氏名
1	関係協力団体の代表者	越生町議会文教福祉 常任委員会	委員長	宮島サイ子
2	関係協力団体の代表者	越生町社会福祉協議会	事務局長	佐藤美由紀
3	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園	園長	篠原民子
4	関係協力団体の代表者	山吹保育園	園長	黒田一絵
5	関係協力団体の代表者	越生保育園	園長	戸口英子
6	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園 保護者会	会長	横田尚也
7	関係協力団体の代表者	山吹保育園保護者会	代表	皆川由恵
8	関係協力団体の代表者	越生保育園保護者会	会長	新留真奈美
9	関係協力団体の代表者	越生町小中学校 連合PTA	会長	叶内信行
10	関係協力団体の代表者	越生町民生委員 ・児童委員協議会	主任児童委員	川崎清美
11	関係協力団体の代表者	越生町商工会	女性部長	宮崎美恵子
12	学識経験者	越生町教育委員会	教育長職務 代理者	原口 仁
13	学識経験者	越生町社会教育委員会	委員長	原 邦宏
14	関係行政機関の職員	学務課	主席主査	関口 学
15	関係行政機関の職員	生涯学習課	課長補佐	関口幸男
16	関係行政機関の職員	健康福祉課	主幹	町田京子

任期：令和元年7月8日～令和3年3月31日

番号	区分	所属	役職等	氏名
1	関係協力団体の代表者	越生町議会文教福祉 常任委員会	委員長	宮島サイ子※ 池田かつ子※
2	関係協力団体の代表者	越生町社会福祉協議会	事務局長	佐藤美由紀
3	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園	園長	篠原民子
4	関係協力団体の代表者	山吹保育園	園長	黒田一絵
5	関係協力団体の代表者	越生保育園	園長	戸口英子
6	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園 保護者会	会長	島野純一
7	関係協力団体の代表者	山吹保育園保護者会	代表	本間則子
8	関係協力団体の代表者	越生保育園保護者会	会長	小澤理絵
9	関係協力団体の代表者	越生町小中学校 連合PTA	会長	関根隆之
10	関係協力団体の代表者	越生町民生委員 ・児童委員協議会	主任児童委員	上木佳枝
11	関係協力団体の代表者	越生町商工会	女性部長	宮崎美恵子
12	学識経験者	越生町教育委員会	教育長職務 代理者	原口 仁
13	学識経験者	越生町社会教育委員会	委員長	原 邦宏
14	関係行政機関の職員	学務課	主席主査	松浦俊太郎
15	関係行政機関の職員	生涯学習課	主幹	小沢和義
16	関係行政機関の職員	健康福祉課	主幹	町田京子

※宮島サイ子委員は令和元年10月22日まで、池田かつ子委員は令和元年10月23日より

越生町子ども・子育て庁内推進会議設置要綱

越生町次世代育成支援行動計画策定庁内推進会議設置要綱（平成16年要綱第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 子ども・子育て支援に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、越生町子ども・子育て庁内推進会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- （1） 越生町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2） その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（組織）

第3条 庁内会議は、別表1に掲げる委員をもって組織し、町長が任命する。

- 2 庁内会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は庁内会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（部会）

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内会議に部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、町長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、部会を総理する。

（会議）

第6条 庁内会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第7条 庁内会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

- 2 部会の庶務は子育て支援課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

<職名>

総務課長
企画財政課長
町民課長
健康福祉課長
子育て支援課長
産業観光課長
まちづくり整備課長
学務課長
生涯学習課長

別表2（第5条関係）

<職名>

健康福祉課、子育て支援課、学務課、生涯学習課から必要と認めた職員

2 策定過程

(1) 越生町子ども・子育て会議

開催年月日	会議の内容等
平成30年 12月12日(水)	第1回越生町子ども・子育て会議 ・越生町子ども・子育て支援事業計画の平成29年度進捗状況について ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について
令和元年 7月8日(月)	第2回越生町子ども・子育て会議 ・子育て支援に関するアンケート調査結果について ・越生町子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況について ・幼児教育・保育無償化について
令和元年 10月23日(水)	第3回越生町子ども・子育て会議 ・越生町子ども・子育て支援事業計画に係る評価について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・越生町子ども・子育て支援事業計画の変更について
令和元年 12月18日(月)	第4回越生町子ども・子育て会議 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・今後のスケジュールについて
令和2年 2月18日(火)	第5回越生町子ども・子育て会議 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・子育て世代包括支援センター事業について

(2) 越生町子ども・子育て会議実務者連絡会

開催年月日	会議の内容等
平成30年 11月9日(金)	第1回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査について
令和元年 5月21日(火)	第2回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画について ・幼児教育・保育無償化について
令和元年 8月22日(木)	第3回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・教育・保育の見込量及び確保方策について
令和元年 10月23日(水)	第4回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 11月25日(月)	第5回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画について

(3) 越生町子ども・子育て庁内推進会議

開催年月日	会議の内容等
令和2年 1月6日(金)	第1回越生町子ども・子育て庁内推進会議 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画の素案について

(4) 越生町子ども・子育て庁内推進会議部会

開催年月日	会議の内容等
平成30年 11月28日(水)	第1回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 ・計画策定に係るスケジュールについて ・アンケートの内容について
令和元年 12月6日(金)	第2回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 ・第2期越生町子ども・子育て支援事業計画の素案について

(5) その他

開催年月日	会議の内容等
平成31年 1月10日(木) ～24日(木)	越生町子育て支援に関するアンケート調査 ・就学前児童調査 ・小学生調査
令和元年 9月24日(火) ～30日(月)	越生町子ども・子育て支援事業計画に係る評価についてのヒアリング ・総務課 ・健康福祉課 ・産業観光課 ・まちづくり整備課 ・学務課 ・生涯学習課 ・社会福祉協議会 ・子育て支援課
令和2年 1月14日(火) ～31日(金)	パブリックコメントの実施 ・子育て支援課、保健センター、ホームページにて閲覧、意見募集

第2期越生町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月発行

発行 越生町
編集 越生町子育て支援課
〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2
電話 049-292-3121 (代表)
FAX 049-292-6405



越生町のマスコット「うめりん」